

災害廃棄物処理マニュアル (初動対応編)



令和8年/3月

発災直後に最初に行う3つのこと（災害廃棄物担当職員・初動カード）

- ※ 本カードは、発災直後に災害廃棄物対応を迅速に開始するための初動確認用資料である。
- ※ 平時においては、担当者名、連絡先、協定先等の空欄をあらかじめ記入し、速やかに使用できる状態にしておくこと。
- ※ 発災時には、本カードを最初に確認し、対応の抜け漏れがないよう活用すること。

STEP1：体制を立ち上げる（0～6時間）

- 統括責任者・窓口担当の決定
- 災害廃棄物対応体制の立ち上げ
- 協定業者の発動判断 → 連絡

▶▶ 詳細：P13「災害時における業者確保及び協定発動の実務対応」

STEP2：被害を把握する（0～24時間）

- 道路・建物・処理施設の初期被害確認
- 避難所の開設状況・人数の確認
- 発生量の概算（家屋被害・避難所）

▶▶ 詳細：P34「被災情報の収集と被害予測」

STEP3：仮置場を確保する（6～24時間）

- 仮置場候補地の確認
- 用地確保・管理者調整
- 区画整理・動線・看板準備
- 住民周知の開始

▶▶ 詳細：第2部 P47「災害廃棄物仮置場設置・運営マニュアル」

迷ったら

▶▶ P12「初動対応チェックリスト」

初動対応チェックリスト

ステップ	対応目安	主な業務	実施事項	参照先
Step1 初動体制確立	0～6 時間	組織体制整備	災害廃棄物対応体制の立ち上げ	▶ P12～13
		指揮命令系統	統括責任者・窓口の指定	▶ P12～13
		協定発動	協定発動の決定・業者連絡	▶ P12～13
Step2 被害把握と回収方法の決定	0～24 時間	被害調査	被害状況の初期確認	▶ P36
		避難所調査	避難所の開設状況、避難者数、廃棄物、し尿収集ニーズ	▶ P19～22
		発生量推計	災害廃棄物量の概算	▶ P36
		回収方法	廃棄物量を参考に、回収方法を検討	▶ P15～22
Step3 仮置場開設	6～24 時間	仮置場選定	仮置場候補地の確認・決定	▶ 第2部 P47～51
		開設準備	用地確保・関係機関調整	▶ 第2部 P47～51
		設営	区画整理・動線確保・表示設置	▶ 第2部 P52～57
		管理体制	仮置場責任者の配置	▶ 第2部 P58～60
		情報提供	仮置場の場所・利用方法の周知	▶ 第2部 P65～67
Step4 住民対応	6 時間～3 日	分別指導	排出ルール・分別方法の案内	▶ P15～18、P24～25／第2部 P65～67
		問い合わせ対応	相談窓口の設置・対応	▶ 第2部 P65～67
Step5 し尿処理対応	0～3 日	仮設トイレ	仮設トイレ設置計画の確認	▶ P19～22
		収集体制	し尿収集運搬業者の確保	▶ P19～26
		処理調整	処理施設との受け入れ調整	▶ P19～26
		衛生管理	消毒・衛生対策の実施	▶ P19～26
Step6 作業準備	6～24 時間	業者調整	現地調整会議の実施	▶ P13～14
		作業計画	作業範囲・搬入経路決定	▶ P13～14
		安全対策	安全管理体制の確認	▶ P13～14
Step7 仮置場運営	1 日～3 日	分別管理	分別基準の運用管理	▶ 第2部 P52～67
		現場管理	搬入誘導・安全確保	▶ 第2部 P52～67
Step8 処理開始	24 時間以降	収集運搬	災害ごみ回収開始	▶ P15～22
		処理調整	処理施設との連携	▶ P24～26

ステップ	対応目安	主な業務	実施事項	参照先
Step9 災害査定準備	初動～継続	記録保存	写真・日報・数量記録の体系管理	▶ P13～14／P37～46
		契約管理	見積書・契約書の整理保存	▶ P13～14／P37～46
		証拠資料	作業前後写真の撮影保存	▶ P13～14／P41
		台帳整備	処理実績台帳の作成	▶ P13～14／P37～46
Step10 広域連携	必要時	状況報告	県・国への報告	▶ P13～14／P37～46
		広域連携	支援要請（広域支援の検討）	▶ P13～14／P36

緊急連絡先・協定先一覧

区分	団体・窓口名	所在地	電話	FAX	協定の概要	備考
一般廃棄物関連団体						
産業資源循環協会						
建設業協会						
し尿収集運搬業者						
処理施設（一般廃棄物）						
社会福祉協議会（災害ボランティア）						
D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）						
県（市町村支援窓口）						

注意事項サマリー表

カテゴリ	注意事項（1～2行）	詳細参照ページ
危険物・農薬	有害物（農薬・蛍光灯等）や危険物（ガスボンベ・灯油入りストーブ・リチウムイオン電池等）は通常回収ルートがある場合は原則そのルート。仮置場で受け入れる場合は分別し適切に管理する。	P15、P61～63
家電・リチウム電池	家電は重機で扱わず平積み保管（変形するとリサイクル不可）。泥付着や中身（冷蔵庫の中身・洗濯機内衣類等）を除去。家電リサイクル券は平時から備蓄。	P61
し尿（費用負担区分）	避難所仮設トイレ：設置は県負担、収集契約・処理は市町村（補助金で措置）。 住民利用の避難所以外：通常市町村負担（補助なし）。 インフラ復旧工事現場：発注者負担（工事費に含む）。	P22
仮置場候補地	3,000 m ² 以上確保が望ましい。長期利用可能地を優先し学校グラウンドは避ける。被災で使用不能・アクセス制限・避難所等で使用中の土地は除外。	P47、P50
勝手仮置場	仮置場が遠い等で空き地・道路脇に無人集積が自然発生し、混合化・悪臭害虫・収集困難等の問題が生じる。発生防止（仮置場早期確保・搬出加速）を優先。	P25、P47～49
便乗ごみ	受付で積荷確認し便乗ごみは持ち帰らせる。フェンス設置、受け入れ停止時間帯は入口施錠または重機で塞ぐ等の不法投棄対策を行う。	P52

目次

第 1 部 災害廃棄物処理マニュアル..... 1	
第 1 章 総則..... 1	
1.1 背景及び目的..... 1	
1.2 マニュアルの構成と活用方法..... 3	
1.3 用語の定義..... 4	
第 2 章 災害廃棄物対応の基本方針..... 7	
2.1 自治体職員・民間事業者の役割分担..... 7	
2.2 業務プロセスとタイムラインの明確化.. 9	
災害廃棄物対応役割別参考タイムライン..... 10	
災害初動対応の全体像..... 11	
初動対応チェックリスト..... 12	
2.3 災害時における業者確保及び協定発動の実務対応..... 13	
発災時チェックリスト..... 14	
第 3 章 災害時の廃棄物収集・処理業務..... 15	
3.1 片付けごみの回収..... 15	
廃棄物の分別..... 15	
仮置場の設置..... 15	
回収の種類..... 15	
広報の種類（アンケートより抜粋）..... 16	
3.2 避難所生活ごみ・し尿の回収..... 19	
汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段	
チェックリスト..... 20	
仮設トイレの種類..... 20	
3.3 被災浄化槽への対応..... 23	
3.4 収集した災害廃棄物の処理..... 24	
分別を行うことのメリット..... 24	
災害廃棄物処理の諸事業に係る民間事業者との契約について..... 25	
第 4 章 災害対応体制の構築..... 27	
4.1 対応要員・応援要員の確保..... 27	
4.2 自治体内・県との情報共有体制..... 29	
4.3 民間事業者との連携体制..... 31	
平時からの取り組み..... 32	
4.4 被災情報の収集と被害予測..... 34	
第 5 章 民間事業者との連携..... 35	
5.1 応援連携の手順と実施項目..... 35	
5.2 注意事項と準備すべき資機材・人員.... 36	
第 6 章 技術資料・補助金制度との整合.... 37	
6.1 災害廃棄物処理事業費補助金実施要綱の留意点..... 37	
災害廃棄物処理事業・廃棄物処理施設災害復旧事業の申請フローと提出書類（一例）..... 39	
災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表..... 42	
6.2 災害廃棄物対策指針技術資料の要点.... 46	
第 2 部 災害廃棄物仮置場設置・運営マニュアル..... 47	
第 1 章 仮置場の設置・運営計画..... 47	
1.1 仮置場候補地の選定と事前調整..... 47	
事前調整..... 47	
仮置場候補地の選定..... 50	
人員確保..... 50	
石綿対策..... 51	
1.2 仮置場設置計画の検討..... 52	
渋滞対策..... 52	
便乗ごみ対策..... 52	
仮置場設置計画チェックリスト..... 52	
1.3 仮置場のレイアウト..... 53	
仮置場レイアウトを作成する上でのポイント..... 53	
仮置場チェックリスト..... 56	
1.4 仮置場の運営..... 58	
仮置場運営チェックリスト..... 59	
1.5 仮置場運営の注意点..... 61	
危険物・有害物の取り扱い方法..... 61	
環境対策..... 63	
火災対策..... 64	
1.6 住民周知方法..... 65	
チラシ作成の例..... 66	
仮置場情報チラシ掲載事項チェックリスト 67	

第1部 災害廃棄物処理マニュアル

第1章 総則

1.1 背景及び目的

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、富山県内では住家の倒壊、液状化、土砂崩れなどの甚大な被害が発生した。

この災害により、県内では約12.5万トン(R7.6推計値)の災害廃棄物が発生したと推計されており、生活環境の悪化や復旧・復興の妨げとなることから、迅速かつ適切な処理が求められている。特に、公共用地（道路、公園など）に無秩序な災害廃棄物の集積所が形成されると、処理作業が滞るおそれがあるため、被災市町村は速やかに仮置場を設置し、適切な管理・処理を行うことが重要である。



令和6年能登半島地震において、氷見市の「ふれあいの森第二駐車場」や高岡市の「長慶寺ストックヤード」、射水市の「クリーンピア射水駐車場」に仮置場を設置し、鉄板敷設による地盤養生やドライブスルー方式による搬入動線の確保、品目ごとの分別管理を徹底するなど、実務的な工夫の上で迅速かつ効率的な運営が行われた。また、仮置場での回収以外にも、ごみ処理施設等の収集拠点への持ち込みやボックス回収、倒壊ブロックや灯籠等の戸別回収など、さまざまな方法で災害廃棄物の迅速な回収が行われた。



さらに、近年では全国的に集中豪雨や台風による水害も頻発しており、富山県においても河川の氾濫や浸水被害による災害廃棄物の大量発生が懸念されている。

近年の水害事例として、令和5年6月、7月に富山県内で局地的な集中豪雨が発生し、各地で記録的な降雨が観測された。この大雨により、河川の増水や低地の浸水、土砂災害等が発生し、人的被害のほか、住宅・道路・農地にわたる広範な被害が生じた。

特に浸水被害を受けた地域では、家屋の損壊や家財の水濡れ、土砂や漂流物の流入等により、多量の災害廃棄物が短期間に発生し、生活環境の保全及び早期復旧の観点から、迅速かつ適切な廃棄物処理体制の確保が重要な課題となった。

このことから、突発的かつ局地的な豪雨に備え、平時から仮置場候補地の選定、住民への周知、分別ルールの徹底を図ることの重要性が改めて認識されている。

これらの事例は、今後想定される地震・水害等の複合災害への対応においても非常に参考となるものであり、富山県内の各市町村においても、仮置場の迅速な開設と円滑な運営を支援することが求められる。

1.2 マニュアルの構成と活用方法

本マニュアルは、災害時における災害廃棄物の円滑かつ効率的な処理を目的として、仮置場の設置及び運営に関する手順、留意点、事例等を体系的に整理したものである。令和6年能登半島地震及び過去の水害対応の経験を踏まえ、実際の災害対応に活用できるよう、実践的な内容を盛り込んでいる。また、本マニュアルは県が作成した基本マニュアルであり、市町村は本マニュアルを基に仮置場候補地、協定事業者、緊急連絡先等の情報は参考様式等を活用し、追記・更新することが望ましい。

本マニュアルは、以下の2部構成となっている。

第1部：災害廃棄物処理マニュアル

災害廃棄物の分類、発生量の推計、処理フロー、関係機関の役割分担、公費解体の手順など、災害廃棄物全体の処理に関する基本的な事項をまとめている。

第2部：災害廃棄物仮置場設置・運営マニュアル

仮置場の候補地選定、設置手順、レイアウト設計、運営管理体制、搬入・選別・搬出の流れ、安全対策など、仮置場の設置・運営に必要な実務的な内容を中心に構成している。

第1部及び第2部マニュアルは、富山県内の市町村が災害発生時に迅速かつ的確な対応を行えるよう、他県の先進事例や国の指針も参考にしながら作成したものである。

第1部及び第2部マニュアルは、災害発生直後の初動期から応急対応の前半にかけての期間を対象とし、災害廃棄物処理が軌道に乗るまでの概ね2～3週間程度を目安とする。

なお、応急対応後半以降の対応については、富山県災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関との協議を経て、災害対策本部（災害廃棄物処理担当）において方針を決定するものとする。

第1部及び第2部マニュアルにおける主体の整理は以下のとおりとする。

- 市町村：災害廃棄物処理の実施主体として、仮置場設置、住民周知、契約、記録管理等を実施する。
- 県：市町村支援、広域調整、専門家派遣等を実施する。
- 事業者：市町村との協定又は委託契約に基づき、収集運搬、重機作業、仮置場運営等を実施する。

1.3 用語の定義

災害廃棄物

地震や水害などの自然災害が発生すると、発災直後から避難所の仮設トイレ等からはし尿が、被災家屋からは片付けごみ等が発生し、これらは災害廃棄物（＝一般廃棄物）として分類される。また、避難していない世帯や避難所の生活ごみも並行して発生する。

これらの一般廃棄物の処理は、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、継続的かつ確実に実施されることが極めて重要である。一般廃棄物の処理責任を有する市区町村は、自らが被災している状況下においても、初動対応を迅速かつ確実に実施することが求められる。

災害時には、廃棄物処理に関する業務が多様かつ大量に発生するため、迅速かつ適切な対応を行うには、廃棄物部局のみならず、他部局との横断的な連携体制の構築が不可欠である。なお、令和6年能登半島地震では、神社仏閣の石灯籠や墓石、玉垣等の石材系廃棄物が大量に発生した事例が報告されている。

災害廃棄物の種類

		
<p>可燃物/可燃系混合物</p>	<p>木くず</p>	<p>畳</p>
		
<p>布団・じゅうたん</p>	<p>不燃物/不燃系混合物</p>	<p>コンクリートがら等</p>

能登半島地震では、灯籠や玉垣、墓石なども発生。

 <p>金属くず</p>	 <p>廃家電（4品目）</p>	 <p>小型家電/その他家電</p>
 <p>腐敗性廃棄物</p>	 <p>有害廃棄物/危険物</p>	 <p>スレート板/石膏ボード</p>

参考 

腐敗性廃棄物の取り扱い

災害時の腐敗性廃棄物とは、自然災害によって発生する廃棄物のうち、腐敗しやすく悪臭や汚水を発生する可能性があるものを指す。具体的には以下の品目が含まれる。

- 食品系廃棄物（生鮮食品、残飯など）。排出された冷蔵庫に残っている場合もある。
- 農林・畜産廃棄物（死亡獣畜、稲わら、収穫米など）
- 水産廃棄物
- 廃畳類や寝具類（水に浸かり腐敗が進行したもの）
- 衣類や布団
- 草木類（生木や稲わら）

これらは災害後に大量に発生し、放置すると悪臭や害虫の発生、衛生環境の悪化を招くため、優先的に処理する必要がある。処理方法としては、速やかな収集・運搬、中間処理（焼却、堆肥化など）、仮置場での消臭・殺虫対策（消石灰散布など）が推奨されている。

仮置場

仮置場とは、災害廃棄物を一時的に集積する場所や選別・破碎等の中間処理を行う場所のこと。仮置場の機能によって、集積場、一次仮置場及び二次仮置場と分ける場合がある。

一次仮置場

道路啓開や住居の片付け、損壊家屋の撤去等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所である。基本的に市区町村が設置・管理・運営し、最終的に閉鎖する。別の一次仮置場から横持ちした場所や、粗選別を効率的に行うために複数の一次仮置場を集約した場所も含まれる。

一次仮置場では、搬入時に可能な限り粗選別を行い、重機や展開選別により再資源化や処理・処分を念頭に選別する。場合によっては固定式または移動式破砕機を設置し、木くずやコンクリートがら等の破砕処理を行うこともある。



二次仮置場



処理処分先や再資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場で完結しない場合、さらに破砕、細選別、焼却などの中間処理を行うとともに、処理後の物を一時的に集積・保管するために設置する場所である。ここでは、移動式または固定式の処理施設を設置し、災害廃棄物の高度な破砕、選別、焼却等の中間処理を行うほか、被災現場や一次仮置場から運搬された廃棄物、選別後の廃棄物を一時的に保管する機能も併せ持つ。

なお、令和6年能登半島地震や令和5年豪雨災害の際には、市町村・一部事務組合及び民間施設を活用したため、二次仮置場を設置した市町村はいなかった。

第2章 災害廃棄物対応の基本方針

2.1 自治体職員・民間事業者の役割分担

自治体職員

地震や水害などの自然災害が発生すると、避難していない家庭からは生活ごみ、避難所からは避難所ごみ、仮設トイレからはし尿、そして被災した家屋からは片付けごみなど、さまざまな災害廃棄物等が発生する。

これらの一般廃棄物の処理は、公衆衛生の維持や生活環境の保全のために、途切れることなく、確実にを行うことが重要である。一般廃棄物の処理を担う市区町村では、自らも被災している状況であっても、初動対応を迅速かつ確実に進めることが求められる。災害時には、通常業務に加えて多くの対応が必要となるため、廃棄物担当部局だけでなく、他の部局とも連携しながら、横断的な体制を整えておくことが、スムーズで的確な対応につながる。

民間事業者

災害廃棄物が大量に発生した場合、市区町村だけで対応するのは難しくなることが想定される。そのため、初動対応の段階から、都道府県や市区町村、民間事業者（一般廃棄物関連団体、産業資源循環協会、建設業協会、災害支援協定の締結事業者など）への支援要請を速やかに行うことが重要である。

このような支援を円滑に受けられるよう、平時から災害応援協定を締結しておき、発災後には協定に基づいて迅速に支援を要請できるよう、災害応援協定のリストを整備しておくことが望ましい。

災害廃棄物処理における市町村と県の役割分担（参考）

業務	市町村	県
仮置場設置	実施	技術支援
収集運搬	実施	調整
処理施設調整	実施	広域調整
広域処理	要請	実施
専門家派遣	要請	派遣
国との調整		実施

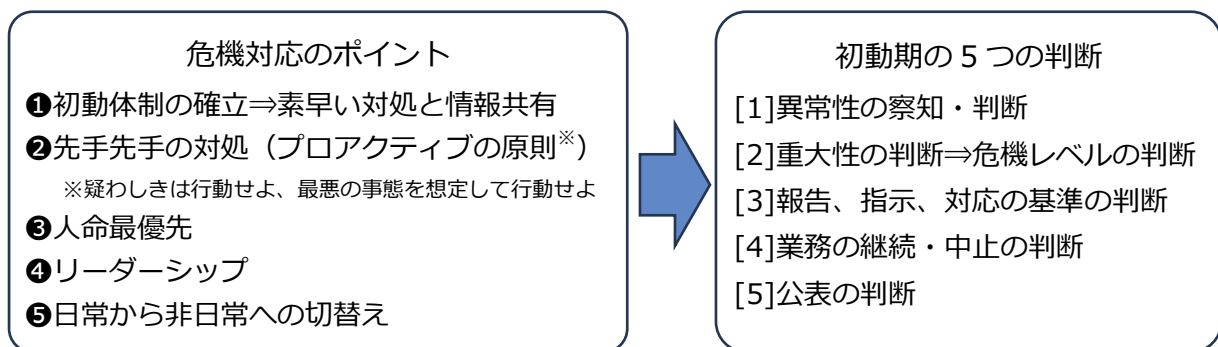
コラム：責任者のクライシスマネジメント

本マニュアルは、過去の経験から事前に想定可能な災害対応上のリスクに対し、必要な対応を実施手順としてまとめたものであるが、一方で、実際の災害時には想定していないような事象やトラブルも多く発生するため、一つ一つ対処していく必要がある。

危機が顕在化した状態をクライシスと呼び、事後対応、事後対策によって被害を最小限化するための対策を「クライシスマネジメント」という。

初動期の危機対応

発災直後の初動期は、不測の事態も発生しやすい時期である。このため、危機管理では特に情報収集と被害拡大防止の取り組みが重要である。



初動期の危機管理に失敗しないために

①情報収集・発信体制の確立

災害時の危機管理には、より多くの情報を収集し、判断する必要があるため、発災直後から情報収集体制を迅速に確立することが重要である。そのため、危機管理にどのような情報が必要かをまとめ、どこから、どのように収集するかを平時から整理しておくことが重要である。

ポイント👉

危機を見逃さないための対応

- 予兆を感じる感度を上げる⇒「ゆでガエル（異常事態の中で危険認識能力が低下する現象）」にならない。
- 複数のルートで予兆情報を集約する仕組みを作る。
- 積極的に情報を取得し、事実確認に努める。
- 自分の先入観を補強する情報のみを重要視せず、客観的に事実を見る（認知バイアスに注意）。

②事態の進展を考慮した危機レベルの判断

災害時にはいろいろな事象が生じるため、被害の程度や重大性を考慮した優先順位により、対応に当たる必要がある。重大性の判断については、その事象が引き起こすと想定される最大の影響を踏まえて対応する必要がある。

ポイント👉

- 事象を放置した場合、どのように影響が拡大するかを分析する（シナリオ分析）。
- シナリオ分析は、可能な限り複数の人の意見を取り入れる。
- 危機対応の優先順位は、影響の大きさ、事態拡大の可能性を考慮して決定する。
- 危機対応は、分析で判明した危機シナリオ上のどのポイントで対処するか検討する。

2.2 業務プロセスとタイムラインの明確化

地震や水害などの自然災害が発生すると、発災直後からさまざまなごみが発生する。これらの災害廃棄物を適切に処理することは、公衆衛生を守り、生活環境を維持するために極めて重要である。

市区町村は一般廃棄物の処理責任を負っており、自らが被災している状況でも、初動対応を迅速かつ確実に行うことが求められる。そのためには、災害廃棄物の処理フローを事前に確認し、発災時に円滑に運用できる体制を整えておくことが不可欠である。

処理フローには、収集、運搬、仮置場の設置、中間処理、最終処分までの一連の流れが含まれる。この流れを関係部署や委託業者と共有し、誰がどの作業を担当するかを明確にしておくことが重要である。こうした準備により、災害時の混乱を防ぎ、迅速で安全な廃棄物処理が可能になる。

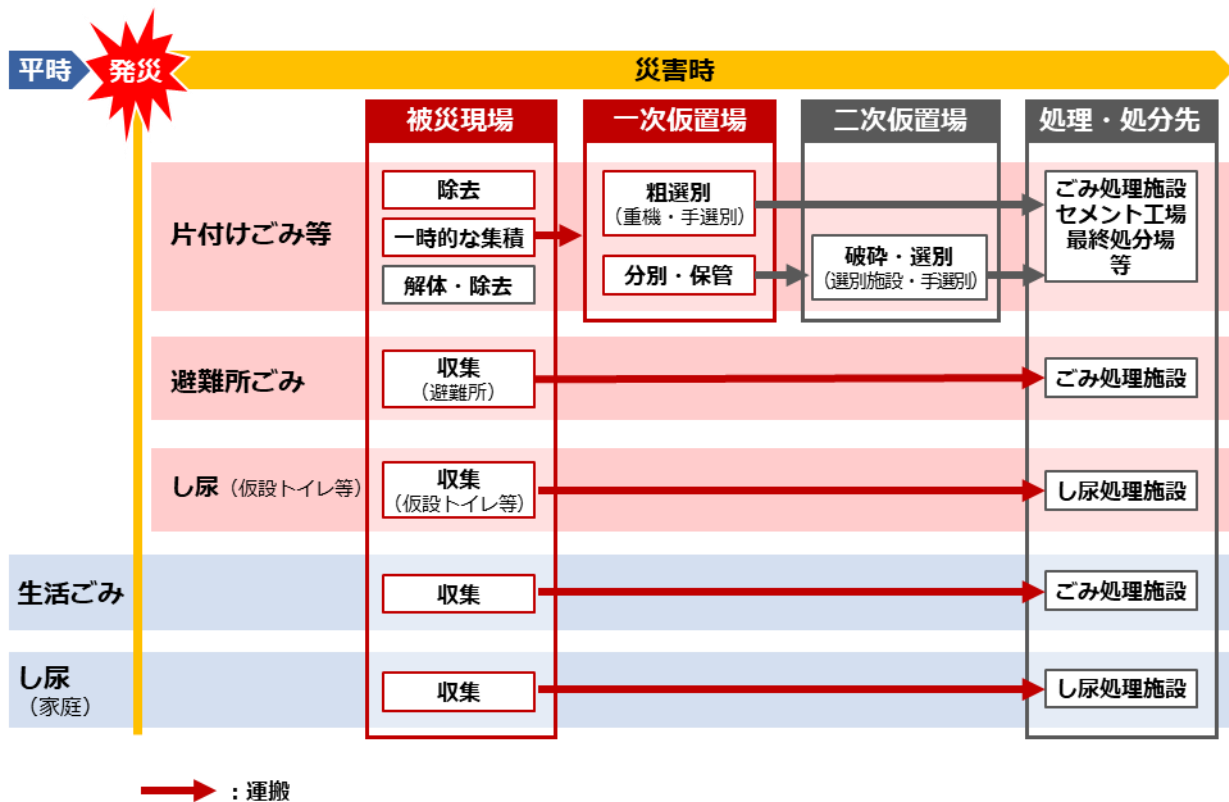


図 1 災害時に発生する一般廃棄物と処理

災害廃棄物対応役割別参考タイムライン

時間	主体	主な対応内容
発災直後（0～6時間）	市町村	災害廃棄物対応体制の立ち上げ、担当部署の決定
		収集運搬体制の稼働可否確認
		協定事業者への連絡・協定発動の判断
		廃棄物処理施設の被害確認
	県	被害情報の収集開始、市町村との情報共有
6～24時間	市町村	建物被害状況・廃棄物処理施設被害の情報収集
		災害廃棄物発生量の概算
		仮置場候補地の確認・用地確保
		仮置場候補地の安全確認（地盤・周辺環境）
		仮置場管理体制の検討
	事業者	重機・車両・作業員の確保
県	支援の必要性の判断	
1日～3日	市町村	仮置場の設置準備（区画設定・動線整理）
		住民への周知（仮置場場所・搬入方法）
		仮置場管理責任者の配置
		搬入ルール・分別ルール作成
		仮置場の安全対策の検討
	事業者	仮置場設営、収集運搬開始
		重機配置・搬入動線整理
県	広域支援調整、専門家派遣	
3日～1週間	市町村	仮置場運営開始、搬入管理・分別指導
		仮置場搬入状況の把握
		災害廃棄物量の再推計
	事業者	分別・破碎・運搬作業
	県	処理先施設調整、広域処理検討
1週間以降	市町村	災害廃棄物処理計画の具体化
	事業者	中間処理・搬出
	県	国との調整、補助制度対応

災害初動対応の全体像

発生から 12 時間以内（水害の場合は、発災前から実施）

- 職員はまず、自身の安全を確保する。
- 所属部局の職員がどの程度参集できているかを確認する。
- 職員の参集状況を踏まえて、災害対応に向けた体制へと順次移行していく。

発生から 24 時間以内

- 1 市区町村全体の被害状況（建物の被害など）や道路の通行状況、収集運搬車両や廃棄物処理施設の被災状況などについて、災害対策本部と連携しながら情報を集める。
- 2 生活ごみの収集運搬を継続できるかどうかや、災害廃棄物、避難所から出るごみなどのおおよその発生量を把握する。
- 3 集めた被害状況を踏まえて、仮置場の候補地を選定していく。

発生から 3 日以内

- この時期までに、片付けごみや避難所から出るごみ、仮設トイレのし尿などについて、収集・運搬の体制を整えていく。
- 仮置場の開設に関する情報（場所、受け入れ時間、受け入れる品目など）を、対象となる住民の皆さんにわかりやすくお知らせする。
- 被災していない地域では、生活ごみやし尿の収集・運搬体制をできる限り維持する。必要に応じて、収集する品目の制限についても、可能な範囲で検討する。
- 被災した市区町村だけで対応するのが難しい場合を想定して、同じ都道府県内の他の市区町村や、他県、関係省庁、民間事業者などからの支援も視野に入れて、柔軟に対応を進めていくことが大切である。

発生から 1 週間以内

- 仮置場が適切に管理・運営されるよう、早い段階で体制を整えていく。
- 仮置場などの管理業務については、他の自治体や建設事業者などへの委託を早めに進めることが望まれる。
- 当部局の職員は、災害廃棄物の処理方針や計画の策定、他部局や事業者・関係団体との連絡調整、契約手続きなど、事業全体の運営に関わる業務に専念できるようにすることが重要である。

発生から 3 週間

- 災害廃棄物や避難所から出るごみなどの発生量を見積もるため、継続的に情報収集を行う。
- 災害廃棄物の処理スケジュールや、処理・処分の方法についての検討を始めていく。

ポイント

発災から最初の 72 時間は、救命・救助活動が最優先となり、あわせて避難対策や生活支援（食料・飲料水・燃料などの供給）も進められる。

一方で、生活ごみや避難所から出るごみ、し尿、片付けごみなどの災害廃棄物は、発災直後から発生するため、生活環境の悪化を防ぐためにも、一般廃棄物の収集・運搬などの処理事業を継続していくことが重要である。

初動対応チェックリスト

ステップ	対応目安	主な業務	実施事項	担当	確認
Step1 初動体制確立	0～6 時間	組織体制整備	災害廃棄物対応体制の立ち上げ		<input type="checkbox"/>
		指揮命令系統	統括責任者・窓口の指定		<input type="checkbox"/>
		協定発動	協定発動の決定・業者連絡		<input type="checkbox"/>
Step2 被害把握と回収方法の決定	0～24 時間	被害調査	被害状況の初期確認		<input type="checkbox"/>
		避難所調査	避難所の開設状況、避難者数、廃棄物、し尿収集ニーズ		<input type="checkbox"/>
		発生量推計	災害廃棄物量の概算		<input type="checkbox"/>
		回収方法	廃棄物量を参考に、回収方法を検討		<input type="checkbox"/>
Step3 仮置場開設	6～24 時間	仮置場選定	仮置場候補地の確認・決定		<input type="checkbox"/>
		開設準備	用地確保・関係機関調整		<input type="checkbox"/>
		設営	区画整理・動線確保・表示設置		<input type="checkbox"/>
		管理体制	仮置場責任者の配置		<input type="checkbox"/>
		情報提供	仮置場の場所・利用方法の周知		<input type="checkbox"/>
Step4 住民対応	6 時間～3 日	分別指導	排出ルール・分別方法の案内		<input type="checkbox"/>
		問い合わせ対応	相談窓口の設置・対応		<input type="checkbox"/>
Step5 し尿処理対応	0～3 日	仮設トイレ	仮設トイレ設置計画の確認		<input type="checkbox"/>
		収集体制	し尿収集運搬業者の確保		<input type="checkbox"/>
		処理調整	処理施設との受け入れ調整		<input type="checkbox"/>
		衛生管理	消毒・衛生対策の実施		<input type="checkbox"/>
Step6 作業準備	6～24 時間	業者調整	現地調整会議の実施		<input type="checkbox"/>
		作業計画	作業範囲・搬入経路決定		<input type="checkbox"/>
		安全対策	安全管理体制の確認		<input type="checkbox"/>
Step7 仮置場運営	1 日～3 日	分別管理	分別基準の運用管理		<input type="checkbox"/>
		現場管理	搬入誘導・安全確保		<input type="checkbox"/>
Step8 処理開始	24 時間以降	収集運搬	災害ごみ回収開始		<input type="checkbox"/>
		処理調整	処理施設との連携		<input type="checkbox"/>
Step9 災害査定準備	初動～継続	記録保存	写真・日報・数量記録の体系管理		<input type="checkbox"/>
		契約管理	見積書・契約書の整理保存		<input type="checkbox"/>
		証拠資料	作業前後写真の撮影保存		<input type="checkbox"/>
		台帳整備	処理実績台帳の作成		<input type="checkbox"/>
Step10 広域連携	必要時	状況報告	県・国への報告		<input type="checkbox"/>
		支援要請	広域支援の検討		<input type="checkbox"/>

2.3 災害時における業者確保及び協定発動の実務対応

1. はじめに

災害発生時における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を実現するためには、平時から関係事業者との連携体制を構築し、発災時に速やかに業者を確保できる仕組みを整備しておくことが重要である。

特に、大規模な浸水被害や住宅被害が発生した場合には、通常の行政体制のみでは廃棄物処理が困難となることから、協定に基づく機動的な業者動員と統一された指揮命令体制の確立を基本方針とする。

2. 発災直後の初動対応

市町村は、通常の廃棄物処理体制では対応が困難と判断される場合、**災害廃棄物処理に関する協定を発動**し、協定事業者に対して支援を要請する。

- 協定発動後は、協定締結団体に対し、被害概要、必要業務内容、集合場所、開始時刻及び担当窓口を明確に伝達する。
- 自治体内部において現場統括責任者、業者対応窓口、記録管理担当及び仮置場責任者を指定し、指揮命令系統を一本化する。

3. 初期展開における運用体制

業者の現地投入後は、速やかに**現地調整会議を実施**し、作業範囲、搬入ルート、仮置場の配置、安全管理体制及び日報様式を共有する。

- 協議内容は議事録として記録し、関係者間で統一した認識を確保する。
- 仮置場については、可燃物、不燃物、木くず、金属類及び危険物等の区分を明確にし、混合を防止する管理体制を整える。
- 住民に対して排出方法及び分別ルールを周知し、混乱の防止を図る。

4. 本格運用段階の管理

- 日々の作業量、人員配置、車両運用及び安全状況を確認し、必要に応じて体制を調整する。
- 災害廃棄物処理に関する作業日報、写真記録、搬出量及び見積書等は、国庫補助申請の基礎資料となるため、初動段階から体系的に管理する。
- 被害規模が大きい場合には、県及び国に対し広域支援や技術支援を要請し、処理体制の強化を図る。

注意

留意事項

- 業者への指示は必ず窓口を一本化し、複数部署からの個別指示を避ける。契約及び記録管理については、省略せず、随意契約の妥当性や作業実績を客観的に証明できる資料を整備する。
- 仮置場候補地の選定、協定発動手順及び連絡体制については、平時から定期的な見直しを行い、実効性を確保する。

発災時チェックリスト

対応目安	対応項目	実施内容	担当部署・責任者	確認
発災当日	協定発動の決定	災害廃棄物処理協定の発動を正式決定する	災害対策本部長／統括責任者	<input type="checkbox"/>
	協定団体への連絡	協定締結団体へ業務要請・集合指示を行う	業者対応窓口	<input type="checkbox"/>
	仮置場候補地の確保	仮置場の使用可否を確認し確保する	仮置場責任者	<input type="checkbox"/>
	責任者の指定	現場統括・記録・業者対応責任者を明確化する	対策本部	<input type="checkbox"/>
24時間以内	現地調整会議の実施	作業範囲・安全管理・搬入経路を共有する	現場統括責任者	<input type="checkbox"/>
	作業開始	収集運搬及び仮置場運用を開始する	現場責任者	<input type="checkbox"/>
	住民周知	排出方法・分別ルールを広報する	広報担当	<input type="checkbox"/>
3日以内	記録体制の確立	日報・写真・搬出量の記録体制を整備する	記録管理担当	<input type="checkbox"/>
	作業体制の安定化	人員・車両配置を調整し運用を安定させる	現場統括責任者	<input type="checkbox"/>
	関係機関との連携	県・国へ支援要請及び報告を行う	対策本部	<input type="checkbox"/>

第3章 災害時の廃棄物収集・処理業務

3.1 片付けごみの回収

災害廃棄物の回収（収集）方法（仮置場の設置や分別方法など）については、状況に応じて検討を進める。災害発生後の早い段階から片付けごみなどの災害廃棄物が排出されることが予想される。特に水害の場合は、発災直後（水が引いた直後）から廃棄物が排出されることがある。分別方法については、最終的な処理方法などを踏まえた上で検討し、仮置場の配置にも反映させるようにする。

廃棄物の分別

農薬や蛍光灯などの有害物質を含む廃棄物や、ガスボンベ・灯油入りストーブ・リチウムイオン電池などの危険物については、通常の回収ルートがある場合は原則としてそのルートに沿って対応する。仮置場で受け入れる場合は、分別を行った上で適切に管理する。

仮置場の設置

仮置場の場所、開設日時、受け入れ時間、分別方法、安全面への配慮などについては、決まり次第、住民やボランティアにわかりやすく周知する。高齢世帯など仮置場への持ち込みが難しい世帯の状況も考慮し、収集・運搬体制を検討した上で、必要に応じて戸別回収などの方法も選択肢として検討する。

回収の種類

ステーションでの回収

- 通常的生活ごみの回収ルートを活用し、回収する。
- 片付けごみの発生量がごく少量であると見込まれる場合、活用する。
- 回収するごみの種類、量、サイズ、回収の曜日、片付けごみの出し方を検討し、広報する。
- 量が多くなる場合、ステーションが片付けごみがあふれ、公衆衛生の悪化につながるため、注意が必要。

戸別訪問による回収

- 通常の戸別回収サービスのルートを活用し、回収する方法や、収集業者等のトラックを派遣して回収する方法。回収した片付けごみはごみ処理施設や仮置場に搬入する。
- 家財等の大型の片付けごみや倒壊したブロック塀等の重量物の発生が見込まれる場合に活用する。
- 回収するごみの種類、回収の申請の方法、費用負担等を決定し、要綱を作成する。また、申請の方法を住民に広報する。
- 住民または行政側に費用負担が生じるため注意が必要。災害等補助金を活用する場合は事前に県を通じて環境省と協議するとともに、災害査定で査定を受けること。




仮置場による回収

- 域内または近隣地域に仮置場を設置し、住民に片付けごみを持ち込んでもらう方法。
- 広域に多量の片付けごみが発生することが見込まれる場合に活用する。
- 詳細な運用については、第2部を参照すること。





仮集積所による回収

- 仮置場以外に地域において空き地等に仮集積所を設置し、行政が手配したトラックが定期的に回収する方法。
- 仮置場から比較的遠い被災地において、住民が仮置場まで搬入することが困難な場合に活用する場合がある。
- 片付けごみの分別、回収の周期や持ち込みの時間、開設の期間、トラブル時の連絡方法等を地元自治会と協議し、対象地区の住民に広報する。
- 管理はできるだけ自治体職員が行うべきであるが、困難な場合は地域自治会に協力を得ることも検討する。いずれの場合も、開設時間中は管理者が常駐する。
- 仮集積所の管理が悪いと、勝手仮置場になってしまうため、十分な管理が必要である。

広報の種類（アンケートより抜粋）

方法	情報量	速報性	伝達力	特徴
HP 	◎ 文章・画像・PDF・動画など多様な形式で詳細情報を掲載可能	○ アクセスすれば誰でも見られるが、能動的な閲覧が必要	○ アクセスすれば誰でも見られるが、能動的な閲覧が必要	詳細情報を掲載可能だが、閲覧は能動的。
防災無線 	× 短い音声のみで、詳細情報は伝えられない	◎ 屋外スピーカーで即時に広範囲へ伝達可能	◎ 屋外スピーカーで広範囲に直接伝達	屋外スピーカーで即時周知。詳細情報は伝えにくい。
防災ラジオ 	○ 音声で要点を伝えられるが、詳細には限界あり	○ 常時聴取している人には有効だが、利用者は限定的	○ 常時聴取している人には有効だが、利用者は限定的	音声で周知可能。常時聴取者に限られる。

方法	情報量	速報性	伝達力	特徴
広報車 	<p>○</p> <p>音声で要点を伝えられるが、繰り返しや詳細には不向き</p>	<p>○</p> <p>音声で直接伝達できるが、巡回範囲に限りあり</p>	<p>○</p> <p>音声で直接伝達できるが、巡回範囲に限りあり</p>	<p>巡回しながら音声で周知。範囲に限りあり。</p>
テレビ 	<p>○</p> <p>映像と音声で伝えられるが、放送時間に制限あり</p>	<p>○</p> <p>地域限定で速報可能だが、視聴者に依存</p>	<p>○</p> <p>地域住民に届くが、視聴者に依存</p>	<p>映像でわかりやすく伝達可能。視聴者に依存。</p>
公式 SNS 	<p>◎</p> <p>リンク・画像・動画・複数投稿で情報量を増やせる</p>	<p>◎</p> <p>スマホ利用者に即時通知、拡散力も高い</p>	<p>◎</p> <p>フォロワー数が多ければ拡散力が非常に高い</p>	<p>拡散力が高く、画像・動画・リンクも活用可能。</p>
新聞 	<p>◎</p> <p>文章・図表・写真等で詳細情報を体系的に掲載可能</p>	<p>△</p> <p>発行タイミングに依存し、即時性は低い</p>	<p>○</p> <p>購読世帯へ広範囲に届くが、非購読者には届きにくい</p>	<p>保存性・信頼性が高く、公式情報の周知や制度説明に適している</p>
回覧板 	<p>△</p> <p>紙面で伝えるが、スペースや形式に制限あり</p>	<p>△</p> <p>手渡しや回覧に時間がかかる</p>	<p>△</p> <p>世帯ごとに回すが、時間がかかり見落としもある</p>	<p>世帯ごとに回覧。時間がかかり、見落としも。</p>
メール配信 	<p>○</p> <p>文章で詳細に伝えられるが、長文は読まれにくいことも</p>	<p>◎</p> <p>登録者に即時通知可能</p>	<p>◎</p> <p>登録者に確実に届く</p>	<p>登録者に直接届く。文章で詳細も可能。</p>

方法	情報量	速報性	伝達力	特徴
防災アプリ 	<p>◎</p> <p>地図・通知・詳細情報など多機能で情報量が多い</p>	<p>◎</p> <p>プッシュ通知で即時に情報を届けられる</p>	<p>◎</p> <p>プッシュ通知で直接届く</p>	<p>プッシュ通知で即時周知。地図や詳細情報も提供可能。</p>
チラシ・ポスター 	<p>×</p> <p>限られたスペースで要点のみ、詳細には不向き</p>	<p>×</p> <p>掲示や配布に時間がかかり、即時性はない</p>	<p>×</p> <p>掲示場所や配布状況により見られないことも多い</p>	<p>掲示型で即時性・情報量ともに限界あり。</p>
自治会 	<p>△</p> <p>口頭や紙面で伝えるが、詳細は資料次第</p>	<p>△</p> <p>情報伝達に時間がかかることが多い</p>	<p>△</p> <p>会員や関係者には届くが、非加入者には届きにくい</p>	<p>会員に伝達可能。紙面や口頭での周知。</p>
避難所 	<p>△</p> <p>掲示や口頭で伝えるが、情報量は限られる</p>	<p>△</p> <p>避難者には伝えられるが、避難していない人には届かない</p>	<p>△</p> <p>避難者には伝えられるが、避難していない人には届かない</p>	<p>避難者に直接伝達可能。掲示や口頭が中心。</p>

3.2 避難所生活ごみ・し尿の回収

市区町村は、市民の日常生活や避難生活の中で発生する生活ごみや避難所ごみ、仮設トイレなどのし尿について、収集・運搬の手配を行う。また、情報が不足すると混乱や便乗ごみの発生につながるおそれがあるため、収集や運搬に関する情報は、住民やボランティアにできるだけ早く、わかりやすく周知する。

収集・運搬を進める際には、道路部局や民間団体などと連携し、必要に応じて収集ルート確保のために道路の啓開を依頼することもある。さらに、体制だけでは対応が難しいと判断される場合には、他機関などへの支援要請も検討する。

ポイント

- 生活ごみや避難所ごみについては、発災後のライフラインや交通インフラの状況を踏まえつつ、遅くとも発災後3日以内（特に夏季はできるだけ早期）に収集・運搬及び処理を開始することを目標とする。
- 支援の受け入れも含めた収集・運搬体制や処理体制の確保を見据えながら、計画的に収集・運搬及び処理の手配を進める。



避難所の位置	避難人数	生活ごみの回収	し尿の収集
■ ■ 小学校 (連絡先) ■ ■	50人	○発生量の推計 ● kg/日	○発生量の推計 ● kg/日
		○回収の頻度 ● 日/回 ●, ▲ 曜日	○回収の頻度 ● 日/回 ●, ▲ 曜日
		○回収担当者 ● ● 清掃(株) TEL	○回収担当者 ● ● 社(株) TEL
(連絡先)	人	○発生量の推計 ○ kg/日	○発生量の推計 ○ kg/日
		○回収の頻度 日/回 曜日	○回収の頻度 日/回 曜日
		○回収担当者 TEL	○回収担当者 TEL

汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段チェックリスト

仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する 団体等
	準備	初動	応急	復旧				
対策項目	汚水処理・使用済み携帯トイレの処理手段を確保する							
汲み取り業者等と災害時の協定締結を実施する	◎				浄化槽・し尿処理、下水道担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	関係団体
避難所の汲み取り計画（回収場所・順序・回数）を作成する	○	◎			浄化槽・し尿処理、衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	関係団体
使用済み携帯トイレ（便袋）の保管場所を確保する	○	◎			施設管理者、衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
使用済み携帯トイレ（便袋）の回収方法、手段を確保する	○		◎		衛生担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

仮設トイレの種類

災害用トイレの種類

種類	概要・特徴	回収方法
 <p>携帯トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ● 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ● 消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れをさらに防ぐための外袋がセットになっているものもある。 ● 在宅被災者等が自宅等でも使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するたびに便袋が発生するため、衛生管理を徹底して保管する。 ● 回収の際、便袋の破裂に注意する。トラックで回収するか、パッカー車を使用する場合は、段ボールや布等で包んで投入すれば、問題ない場合が多い。
 <p>簡易トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ● 使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ● 在宅被災者等が自宅等でも使用可能。 ● トイレがない・洋式便器がない場合に段ボール、新聞紙、テープを使って作成することができる。 	

種類	概要・特徴	回収方法
<div data-bbox="229 315 411 622" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="252 651 395 685" data-label="Caption"> <p>仮設トイレ</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気なしで使用できるものが多い。 ● 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ● 階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 ● 仮設トイレを設置するときには、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 便槽がいっぱいになると使用不能となるため、可能な限り速やかに回収を行う。必要に応じて携帯トイレ等を併用する。 ● 特に仮設トイレに便があふれると、衛生管理上重大な問題が生じるうえ、避難者の不満につながりやすいので、注意が必要。

コラム：仮設トイレに係るし尿の収集について

災害時における仮設トイレは、被災地域の避難所やトイレが使用できない地区の住民向けのほか、被災した道路、電気設備等のインフラ復旧工事の現場等で多数使用される。一方で、応援等により域外から来訪した事業者との契約や費用の負担等、普段とは違う対応を行うこととなるため、十分に注意する必要がある。

下表に、仮設トイレの用途別の運用について下表に整理する。

仮設トイレによるし尿の収集の方法と費用負担の例

	仮設トイレの設置	収集業者との契約	し尿処理
避難所の仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所管理者が設置 ● 費用は県が負担（災害救助等負担金（内閣府）で措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物主務部局が実施 ● 被災自治体が業者に委託 ● 費用は市町村が負担（災害等補助金（環境省）で措置） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物主管部局が実施 ● 費用は、被災自治体が負担（災害等補助金（環境省）で措置）
住民が使用する避難所以外の仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ● 規定なし ● 費用は、通常、被災自治体が負担（補助制度なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物主務部局が実施 ● 被災自治体が業者に委託 ● 費用は、通常、市町村が負担（補助制度なし） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物主務部局が指定 ● 費用は、通常、被災自治体負担（補助制度なし）
インフラ復旧工事現場等に設置する仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が設置 ● 費用は、通常、工事費に含まれ、発注者が負担 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事業者が積下ろし場所の許可業者に委託（下記） ● 費用は、通常、発注者が負担（工事費に含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物主務部局が指定 ● 費用（手数料）は、通常、発注者が負担（工事費に含む）

災害時における事業系し尿（インフラ復旧工事等）の収集の課題

インフラ復旧工事におけるし尿は事業系一般廃棄物に相当するため、通常、事業者がし尿の収集運搬許可業者と契約する必要がある。こうした場合、災害時には、被災や収集ニーズの増大から地元収集業者を確保できないおそれがあり、一方で域外の収集業者に依頼したくとも被災地の収運許可を持たないため契約できないという課題がある。

対応の例

被災自治体（甲）がし尿収集業者や事業者団体（乙）と委託契約し、工事業者（丙）が乙に収集運搬を委託するスキームが考えられる。この場合の費用は、丙が乙に対して支払う形で、工事発注者が負担することになる。

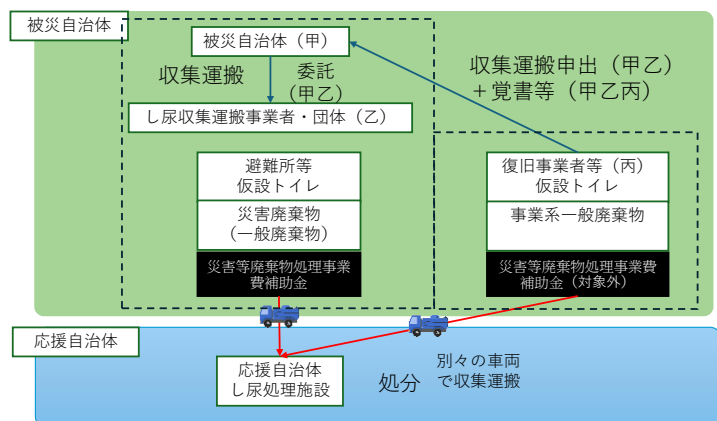


図 2 災害時におけるし尿及び災害廃棄物処理の実施体制

3.3 被災浄化槽への対応

被災のおそれがある汲み取り便所の便槽及び浄化槽については、事前に必要な対策を講じるよう検討しておくことが望ましい。

被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃に伴って発生するし尿や汚泥は、公衆衛生を守るため、速やかに適切な方法で処理する必要がある。あわせて、周辺の清掃や消毒も確実に実施することが重要である。

被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃により発生した浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任において、許可を受けた業者と個別に収集・運搬の契約を結び、適切に処理する必要がある。



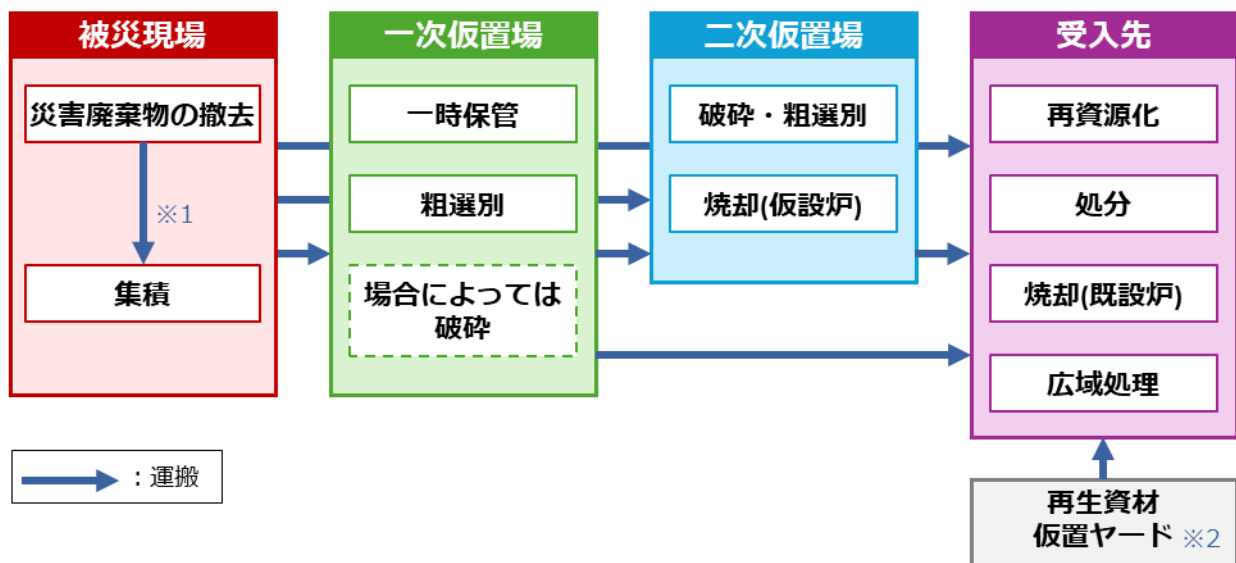
3.4 収集した災害廃棄物の処理

市区町村では、災害廃棄物を円滑に回収するため、以下の段取りを進める。

- ① 仮置場の場所を確保する。
- ② 仮置場の管理や運営に必要な道具や人員を準備し、災害廃棄物の分別方法を決定する。
- ③ 仮置場を開設し、災害廃棄物の受け入れを開始する。

同時に、仮置場の場所、開設日時、受け入れ時間、分別方法などについて、住民やボランティアにわかりやすく周知する。

災害廃棄物の処理フローは下記のとおり。



※1 被災現場においては、小規模な集積所を設定して災害廃棄物を集積する場合もある。

※2 再生資源仮置きヤードとは、復旧・復興事業が開始され、再生資源が搬出されるまでの間、仮の受入先として一時保管する場所のこと。

図 3 災害廃棄物処理フロー

分別を行うことのメリット

円滑な搬出

災害廃棄物の種類に応じて処理を行うことができる事業者を確保し、搬出することが容易となる。これに伴い、仮置場の逼迫を防ぎ、搬入停止などの支障を来たすことなく、円滑な運営が可能である。

安全衛生の確保

腐敗性廃棄物、火災発生の危険性がある畳や木くず、処理困難物等を適切に分別することで、悪臭や害獣・害虫・火災の予防対策が容易となり、周辺環境や作業員の安全衛生の確保につながる。

処理・処分費用の抑制と処理期間の短縮

混合廃棄物の発生を抑制することで、災害廃棄物の種類に応じた処理事業者の確保が容易となり、処理・処分費用の抑制や処理期間の短縮も可能である。

最終処分場の延命化

災害廃棄物の再生利用が進むことで埋立処分量が低減し、最終処分場の延命化につながる。

参考

勝手仮置場

一次仮置場が被災地域から遠い場合や、搬入・搬出車両による渋滞などで住民が片付けごみを持ち込めないと、身近な空き地や道路脇に災害廃棄物が自然発生的に集積されることがある。こうした無人の集積場所では、分別されず混合状態になる、発生場所や時期を把握できない、収集車両が入れない、腐敗性廃棄物の混入による悪臭や害虫の発生などの問題が生じる。

災害廃棄物処理の諸事業に係る民間事業者との契約について

災害廃棄物処理においては、災害に迅速に対応する必要がある一方で、その実施において民間事業者の協力が不可欠である。民間事業者と契約するにあたっては、地方自治法や関係会計規則により適正に執行する必要があるほか、その費用負担は災害等廃棄物処理事業費補助金（以下、単に「補助金」という）を前提にすることから、補助金実施要綱等に従って実施しなければならない。

適正に実施するために押えておくべきポイントは、次のとおり。

契約の形態

自治体と民間事業者が契約を締結する際には、競争入札を原則としつつ、必要に応じて随意契約によることができる。災害時には競争入札を行う暇がないことから、随意契約を締結する機会が多くなるが、随意契約を行うにあたっては地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約理由を整理しておく必要がある。

参考

災害理由による随意契約（施行令第167条の2第5号・緊急随契）

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に随意契約を行うことができる。また、民間事業者又は事業者団体と締結する災害時応援協定では、通常「災害時の緊急対応業務の受託」が規定されていることから、緊急随契の理由となる。

委託経費の算定

補助金の対象となる事業経費は、その積算根拠が妥当であることが求められる。環境省では「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（環境省通知環循適発第22040117号）により経費の算出方法が提示されており、原則、これに準じて事業経費を設計する必要がある。契約の形態ごとに積算根拠の妥当性を確保するための考え方を以下に例示する。

こんなときは？

- 競争入札の場合：競争原理により、経費の妥当性が担保されている。
- 随意契約の場合：3者以上の見積もりを比較又は合理的な方法で個別に費用を積算することで、妥当性を確保する。
 - 三者随契：3者以上の見積もりを比較し、経費の妥当性を担保する。
 - 一者随契（特命随契）：公表単価に基づき必要な経費を積算し妥当性を担保する。単価契約にあっても、単価ごとの積算内訳を整理すること。

補助対象となる経費

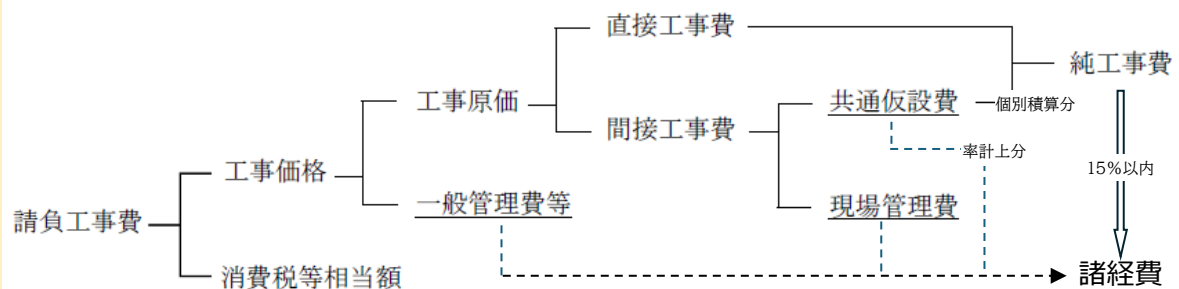
補助金の対象となる経費費目は以下のとおり。

- 労務費（自治体職員に係るものを除く）
- 借り上げ費
- 燃料費
- 機械器具修繕費
- 薬品費（ごみ、し尿処理に係るものに限る）
- 道路整備費（ごみ処理又は仮置場の管理運営に必要な最低限の範囲に限る）
- 手数料（条例に基づく手数料の支払い又は減免）
- 委託料
- 諸経費（仮置場、土砂混じりがれき、解体工事に限る）

ポイント

諸経費の考え方

- 補助金では、**仮置場の運営**、**土砂混じりがれきの処理**、**解体工事**に係る事業にのみ諸経費を計上することができるが、これ以外の事業の諸経費は補助対象外となる。
 - 諸経費には、一般管理費及び現場管理費のほか率計上された**共通仮設費**が含まれる。
 - 諸経費の上限は**純工事費（直接工事費及び共通仮設費の合計）の15%以内**とする。
- ※ 一般的な委託事業とは諸経費の条件等が大きく異なるため、発注者側で見積書を十分確認し、事業者に助言すること。



第4章 災害対応体制の構築

4.1 対応要員・応援要員の確保

災害廃棄物の処理においては、通常の廃棄物業務では対応しない損壊した家屋の撤去・解体や補助金申請・公費解体への対応、場合によっては仮設焼却炉の設置など、専門的な業務が発生する。そのため、これらの業務に関する知識や技術、経験を有する職員の確保が重要である。

また、災害廃棄物処理には膨大な事務作業が伴うため、平時の業務を継続しながら兼務することは困難である。災害対応に専念できる体制を整えるとともに、必要に応じて応援要員の動員や外部支援の活用を検討することが求められる。

受援体制

被災自治体の廃棄物部局の職員は、支援者への要望を可能な限り取りまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、支援が必要か等）。

依頼事項の例

人員・専門家の派遣	
災害廃棄物処理の専門家（分別、仮置場運営、処理計画策定）	<input type="checkbox"/>
重機オペレーターや運搬業者	<input type="checkbox"/>
環境・衛生管理の専門スタッフ	<input type="checkbox"/>
資機材の提供	
重機（バックホー、ショベル、クレーン）	<input type="checkbox"/>
ダンプトラックやコンテナ	<input type="checkbox"/>
仮置場用資材（フェンス、標識、計量器）	<input type="checkbox"/>
仮置場設置・運営支援	
適地選定の助言（地盤、アクセス、環境条件）	<input type="checkbox"/>
仮置場のレイアウト設計	<input type="checkbox"/>
安全管理・衛生管理の指導	<input type="checkbox"/>
広域連携・調整支援	
近隣自治体との受け入れ調整	<input type="checkbox"/>
処理施設の利用調整（焼却・破碎・リサイクル）	<input type="checkbox"/>
契約・費用負担に関するガイドライン	<input type="checkbox"/>
住民対応・広報支援	
分別ルールのお知らせ資料作成	<input type="checkbox"/>
問い合わせ対応の支援（FAQ、コールセンター）	<input type="checkbox"/>

補助金申請支援	
災害廃棄物処理に関する国・県の補助金制度の情報提供	<input type="checkbox"/>
申請書類の作成支援（様式、必要書類の整理）	<input type="checkbox"/>
交付要件や期限の確認・助言	<input type="checkbox"/>
公費解体関係支援	
公費解体の対象範囲や条件の説明	<input type="checkbox"/>
解体業者の手配・調整	<input type="checkbox"/>
解体後の廃棄物搬出・処理計画の策定支援	<input type="checkbox"/>
住民への手続き案内（申請方法、必要書類）	<input type="checkbox"/>

被災自治体の廃棄物部局の職員は、要望内容と現在の受け入れ状況から支援の過不足を整理した上で、必要となる支援量及び支援期間を決定し、支援要請書を作成する。

なお、被災自治体のみで要望の取りまとめが困難な場合には、支援先から派遣される先遣隊と調整・協議のうえ、要望を取りまとめることも検討する。

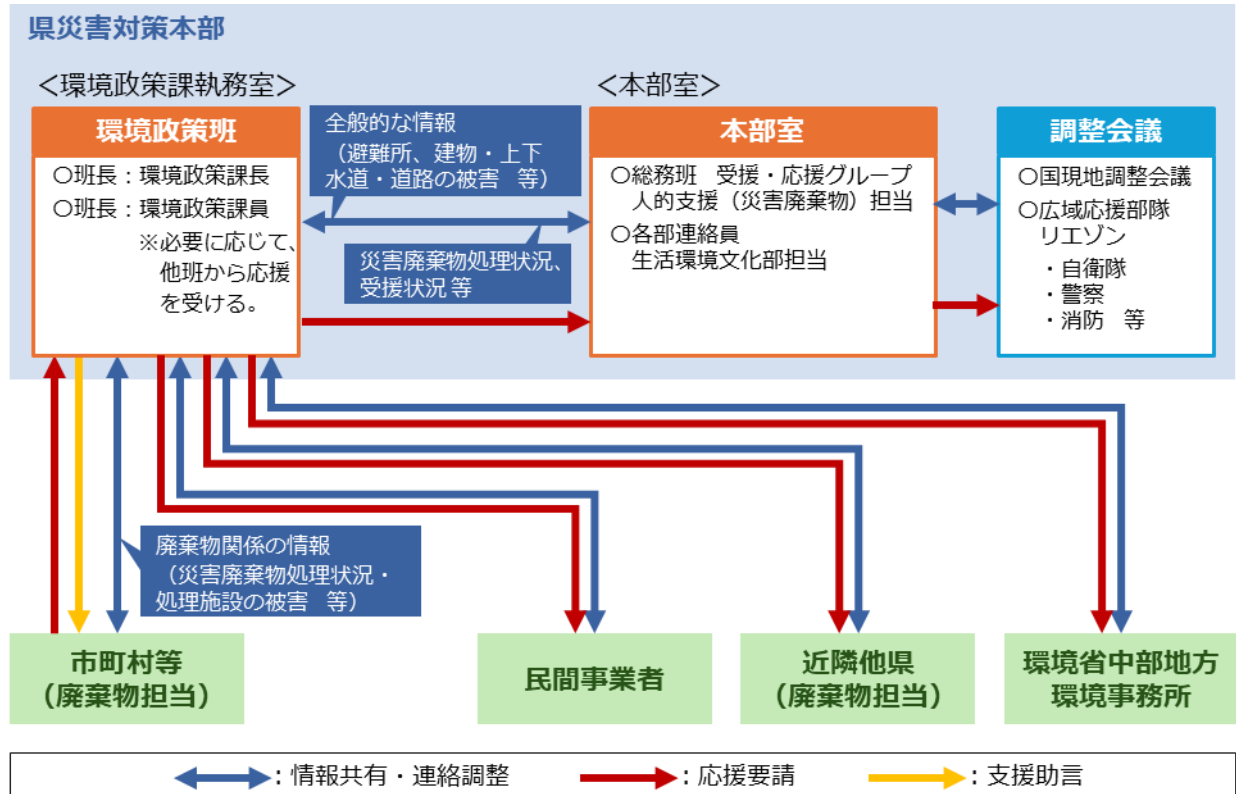
4.2 自治体内・県との情報共有体制

災害発生時の連絡体制

災害発生時には、県と市町村の間で迅速かつ確実な情報伝達が求められる。

そのため、電話・無線・チャットツールなど複数の連絡手段を確保し、どの手段を優先するかを事前に定めておくことが重要である。

特に、通信障害や回線混雑を想定し、冗長性のある連絡体制を構築しておく必要がある。



参考：富山県地域防災計画、富山県災害時受援計画、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画

図 4 災害廃棄物処理に関する情報収集・連絡・支援体制

平時からの準備

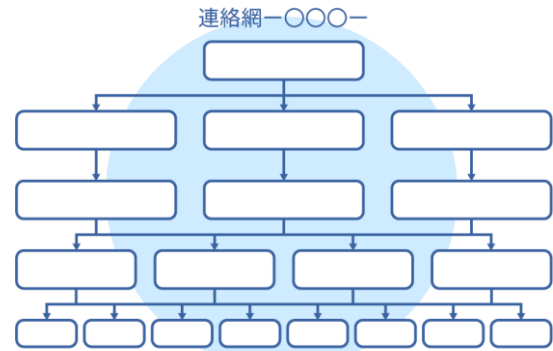
連絡網の最新化

担当者の氏名・役職・連絡先を常に更新し、緊急時に即座に利用できる状態にしておく。

定期的な連絡網リストの更新

担当者の氏名・役職・連絡先の確認

- 人事異動後の更新
- 協定事業者の連絡先更新
- 関係機関（県・処理施設等）の連絡先更新



使用ツールの確認

非常時に関係機関との連絡手段をあらかじめ整理しておく。

電話・無線・チャットツールなど複数の連絡手段を確保。



情報伝達訓練の実施

年1回以上、県と市町村間で情報共有手順を確認する訓練を行い、実際の運用に即した改善を図る。



4.3 民間事業者との連携体制

災害廃棄物の処理は、自治体単独では対応困難な大規模かつ専門的な業務を含むため、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D.Waste-Net」）による専門家ネットワーク、人材バンクによる即応人材の確保、ボランティアによる現場支援、関係団体との広域連携が不可欠である。これらを平時から準備・強化することで、発災時の混乱を防ぎ、迅速な復旧につながる。

D.Waste-Net

災害が発生した際には、D.Waste-Netのメンバーや、協定を結んでいる団体・事業者と連携し、迅速な処理が期待される。D.Waste-Netは、東日本大震災の経験をもとに設立されたネットワークであり、災害廃棄物対策に関する知識や技術を活かしながら、国・自治体・事業者が連携して災害対応力を高めることを目的としている。

参考

D.Waste-Netの支援活動

- 平時の機能
 - 自治体による災害廃棄物処理計画の策定支援
 - 人材育成や防災訓練への協力
 - 過去の災害対応の記録・検証、知見の共有
 - メンバー間での情報交換による防災対応力の維持・向上
- 発災時の機能
 - 専門家・技術者の派遣による現地支援（処理体制構築、分別方法の周知、仮置場の確保・運営、悪臭・害虫対策など）
 - ごみ収集車や作業員の派遣による生活ごみ・避難所ごみ・片付けごみの収集・運搬支援
 - 被災状況や廃棄物量の推計、処理実行計画の策定
 - 二次仮置場や中間処理施設の確保に関する技術支援
 - 広域処理の実施スキーム構築や処理施設での受け入れ調整

社会福祉協議会・災害ボランティア

社会福祉協議会・災害ボランティアについては、被災した家屋の片付けなどにボランティアが関わることが想定されるため、市区町村では、ごみの出し方や分別のルール、健康面への配慮などに関する情報を、ボランティアに向けてわかりやすく周知・広報することが求められる。また、被災者のニーズを把握したり、ボランティア活動の計画を調整したりするために、社会福祉協議会との連携体制を構築しておくことも重要である。

参考

災害廃棄物対応に関する災害ボランティアの支援活動

災害が発生した際、ボランティアには次のような支援活動をお願いすることがある。

- 一般家庭の敷地内に散乱した廃棄物を外へ運び出す作業。
- 浸水した家屋の床下にたまった泥を取り除く作業。
- 家の中で被災した家具や家電などを搬出する作業。
- 貴重品や思い出の品などを丁寧に整理・清掃する作業。



災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

人材バンクとは、特定の分野や業務に関する知識・経験を持つ人材を登録し、必要に応じて紹介・派遣する仕組みである。災害時には、登録された専門人材を迅速に被災地へ派遣できるようにすることで、効率的な支援を可能にする。

活動内容

① 災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整

被災地方公共団体が行う災害廃棄物処理の方針を立てることができるよう、知見・経験をもとに助言、情報提供及び関係者との調整を行う。

参考

具体例

- 過去の経験に基づく災害廃棄物処理に係る業務内容や業務量、費用等に関する助言。
- 被災地方公共団体が災害廃棄物処理を進めていくために必要な体制の整備に向けた情報提供。
- 被災地方公共団体の処理能力を超える量の災害廃棄物が発生した場合に、処理先の情報や調整に必要な手続きに関する情報提供。

② 個別課題の対応に係る助言・調整

災害廃棄物の収集運搬、仮置場の開設・運営管理、処理、実行計画策定等の個別課題の対応に対して、知見・経験をもとに助言、情報提供及び関係者との調整を行う。

参考

具体例

- 災害廃棄物発生状況の把握や仮置場管理について、過去の経験に基づく情報提供やアドバイス。
- 災害廃棄物等の分別の区分、住民やボランティアの広報に関するツールの提供やアドバイス。
- 災害廃棄物収集支援団体への業務指示やスケジュール管理等の支援。
- 損壊家屋の解体撤去のスキームや留意点、必要な書類作成等に関するアドバイス。
- 災害廃棄物処理業務に必要な文書の書式や関係資料の提供。

平時からの取り組み

関係団体との災害廃棄物処理を円滑に進めるためには、災害発生前から計画的な準備と関係機関との連携が不可欠である。平時における主な取り組みは次のとおりである。

研修会・意見交換会の実施

内容：自治体・業者・関係機関が集まり、災害廃棄物処理に関する最新情報や課題、事例を共有する場。

メリット：

- 最新の制度・技術・事例を共有でき、対応力を高められる。
- 他地域の成功事例から課題解決のヒントを得られる。
- 災害時に協力できるネットワークを平時から構築できる。
- 担当者の知識向上と人材育成に役立つ。

実地訓練の実施

内容：仮置場設置、分別、搬入・搬出などを現場で体験。

メリット：

- 実際の動線や安全管理の課題を把握できる。
- 重機・車両の操作や配置を確認し、効率化につなげる。
- 作業員の技能向上と現場感覚の習得。

机上・図上訓練の実施

内容：災害発生を想定し、廃棄物量の推計や処理フローを図上で確認。

メリット：

- 実際の作業を伴わないため、低コストで実施可能。
- 計画の不備や連絡体制の課題を事前に洗い出せる。
- 多様なシナリオを短時間で検証できる。

情報共有訓練の実施

内容：専用システム等を使った情報伝達・共有の確認。

メリット：

- 災害時の情報伝達の遅延や誤りを防止。
- データ連携の手順を標準化できる。
- 複数機関間での情報の一元化を促進。

4.4 被災情報の収集と被害予測

市区町村は、翌日以降の廃棄物処理の可否判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討を行うため、市区町村全体の被害状況（建物被害等）や委託先を含む廃棄物処理施設等の被害状況について情報を収集する。また、都道府県や関係団体等に対して、収集した情報の一部を共有するとともに、必要に応じて支援要請を行う。

被災地の情報収集のフロー

- ① 被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有
 - 市区町村全体の被害情報を収集する（建物の被害概況、浸水範囲、ライフラインの被害状況、道路状況、等）。
 - 委託先を含む廃棄物処理施設等に関する被害情報を収集する（管内の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、収集運搬車両、等）。
 - 必要に応じて、現地確認のために被災現場等に職員を派遣する。
 - 収集した情報の一部は、都道府県や関係団体等と共有する。
- ② 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断
 - 収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断する。
- ③ 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集
 - 災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始する。
- ④ 支援要否の判断
 - 被害情報等を基に、都道府県へ支援要否を判断する。
- ⑤ 被災状況に応じた支援要請
 - 市区町村独自で処理が行えないと判断される場合には、都道府県や支援締結団体等へ支援を要請する。

第5章 民間事業者との連携

5.1 応援連携の手順と実施項目

本県では、市町村等による一般廃棄物処理の広域化・集約化が進んでいる。そのため、災害等により一般廃棄物処理施設が稼働を停止した場合、市町村等のみでの対応が困難となるおそれがある。こうした状況に備え、廃棄物処理に関する知見や処理能力を有する民間事業者との連携が重要である。県では、民間事業者団体と災害廃棄物等に関する支援協定を締結し、市町村等への協力・支援体制を構築している。

災害協定

災害支援協定については、定期的に内容を点検し、協定の発動要件や災害時の連絡先、調整方法などを協定締結先と確認しておくことが重要である。

また、自治体間の包括支援協定の一部として一般廃棄物に関する相互支援を行う場合には、協定締結先の廃棄物担当部局と事前に認識を共有しておくことが望ましい。特に、締結から時間が経過している協定については、相手先と有効性を確認しておくことも大切である。

さらに、燃料の確保も災害対応において重要な要素であるため、防災部局などと連携しながら、必要に応じて協定の締結を検討しておく必要がある。

加えて、発災時の連絡手段や支援を受ける際の具体的な業務内容や役割分担、応援職員に提供する情報（地図、費用負担の有無など）についても、平時から整理しておくことが望ましい。

団体・窓口	所在地	電話・FAX	協定の概要

5.2 注意事項と準備すべき資機材・人員

災害発生時に円滑な初動対応を行うためには、必要な資機材を事前にリストアップし、保有状況や調達方法を整理しておくことが重要である。資機材については、保有の有無にかかわらず必要なものをあらかじめ整理し、確保できていないものについては早急に調達方法を検討・調整する必要がある。

仮置場の管理・運営を民間事業者に委託する場合には、資機材の確保も委託内容に含める方法が考えられる。こうした対応を円滑に進めるため、行政として事業者と協力を依頼する場合もある。

また、資機材が市区町村以外で保管されている場合や災害時に調達する場合には、連絡先や協定などの情報を「関係連絡先リスト」や「災害支援協定リスト」に反映しておくことが必要である。車両の確保にあたっては、仮置場からの搬出用車両も含めて準備する必要があり、運転手やオペレーターの確保も重要である。さらに、豪雨災害などで浸水の可能性がある場合には、事前に高台など安全な場所への車両の移動も検討しておく必要がある。

①収集運搬車両（例）



②仮置場運用資機材（一例）



第6章 技術資料・補助金制度との整合

6.1 災害廃棄物処理事業費補助金実施要綱の留意点

災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業費補助金とは、災害により発生した廃棄物の処理に要する費用を国が市町村に補助する制度である。

目的	暴風、洪水、高潮、地震、津波などの異常な天然現象や、海岸保全区域外への大量漂着廃棄物に伴い、市町村が実施する廃棄物処理事業の費用を補助し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること。
事業主体	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害により発生した廃棄物の収集・運搬・処分 ● 災害に伴って便槽に流入した汚水の処理 ● 仮設便所や避難所から排出されたし尿の処理（災害救助法に基づく避難所開設期間内） ● 海岸保全区域外に漂着した廃棄物の処理
補助率	事業費の 1/2 以内（国庫補助）
地方財政措置	<p>通常災害時：国庫補助（事業費の 1/2 以内）に加え、地方負担分については特別交付税措置が講じられる。</p> <p>激甚災害時：残りの地方負担分については災害対策債の発行等により財政措置が行われ、実質的な自治体負担は概ね事業費の約 1 割程度となる場合がある。</p> <p>※能登半島地震は「激甚災害」</p>

注意

留意事項

災害廃棄物処理事業では、仮置場の設置・運営、廃棄物の分別作業、交通誘導、安全管理、仮置場管理等に係る諸経費が必要となる。これらの経費については、業務内容及び作業実態が明確となるよう、作業日報、写真記録（作業時の様子、日々の搬入量及び搬出量の情報等）、契約書、見積書等の関係書類を適切に整理・保存することが重要である。

特に、令和 6 年能登半島地震においては、仮置場運営や分別作業、交通誘導、現場管理等に係る諸経費の取り扱いが不明確であったことにより、災害査定の際に整理を要する事例が見られた。このため、事業費の積算及び契約に当たっては、これらの業務内容及び諸経費の内訳を明確に整理した上で計上することが望ましい。

災害廃棄物処理事業の流れ

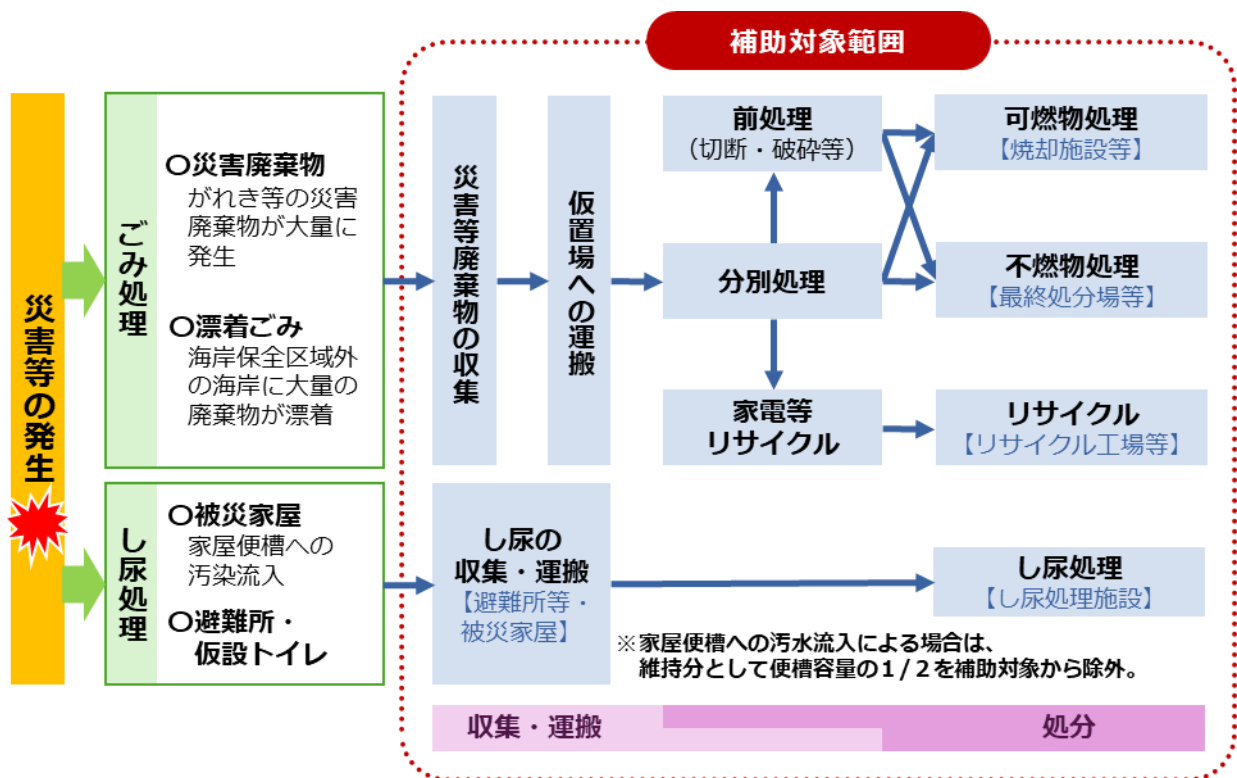


図 5 災害廃棄物処理事業の全体フロー

廃棄物処理施設災害復旧費補助金

廃棄物処理施設災害復旧費補助金とは、災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する費用を国が補助する制度である。

目的	地方公共団体や関連事業者が行う、災害で被害を受けた廃棄物処理施設の原形復旧や応急復旧に要する費用を補助し、生活環境の早期回復を図ること。
事業主体	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む） 広域臨海環境整備センター 廃棄物処理センター PFI 選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物処理施設 ● 浄化槽（市町村整備推進事業） ● 産業廃棄物処理施設 ● 広域廃棄物埋立処分場 ● PCB 廃棄物処理施設
補助率	事業費の 1/2 以内（国庫補助）
地方財政措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常は予算補助 ● 大規模災害時は特別法

災害廃棄物処理事業・廃棄物処理施設災害復旧事業の申請フローと提出書類（一例）

①災害発生・対応

→市町村等が災害廃棄物処理を開始。

- 写真記録（被災状況、仮置場、処理前後）
- 被害概要メモ

②被災状況の把握依頼

地方事務所 → 都道府県 → 市町村へ連絡。

③被災状況の報告

→市町村 → 都道府県 → 地方事務所 → 環境省本省。

- 被害状況報告書

④災害等報告書の提出

→市町村が報告書を作成し、都道府県経由で地方事務所・本省へ提出。

災害等廃棄物処理事業報告書（正副2部）

- 概況、事業主体、事業区分、事業費見込額
- 添付資料：
 - 行政区域図（仮置場・運搬ルート）
 - 被災写真
 - 被害量推計資料
 - 気象資料・報道資料
 - 事業工程表

⑤事前協議（必要に応じて）

→推計ベースで本省・財務本省と協議。

- 推計ベースの事業費資料

⑥災害査定日程調整

→都道府県が財務局・地方事務所・市町村と調整。

⑦災害査定（実地調査）

→本省・地方事務所・財務局・市町村・都道府県が現地で査定。

- 査定資料一式
 - 災害等報告書
 - 事業費算出内訳
 - 契約書・見積書・請求書

⑧実地調査報告書の提出

→財務局・地方事務所 → 環境省本省 → 財務本省。

⑨補助限度額の通知

→環境省本省 → 都道府県 → 市町村。

- 補助金交付申請書
- 添付：事業費内訳、契約書、証拠写真

⑩交付申請・交付決定

→市町村 → 都道府県 → 環境省本省。

⑪実績報告・交付確定

→市町村 → 都道府県 → 環境省本省。

- 実績報告書
- 添付：領収書、請求書、写真（完了状況）

⑫補助金の支払い

→都道府県 → 市町村。

査定は、事前準備には相当の作業が必要であり、当日の対応も大きな負担を伴う。

なお、査定には査定官と立会官があり、査定官は所管省庁、立会官は財務省の職員で構成される。

1 日程調整

災害廃棄物に関わる補助制度が適用される場合、県を通じて環境省が支援することが多い。環境省から早い段階で補助金に関する説明会が開催される場合もあるので、その際は必ず出席する。

その後の処理事業の進捗状況にもよるが、環境省は財務省と協議し査定時期の調整に入る。その後、前述の確定払い、概算払いの希望を確認（事務連絡または電子メール等による）した上で、災害査定時期が提示される。

2 査定に向けた準備

① 書類の作成

災害発生後の早い段階で補助金の申請範囲を、災害関係業務事務マニュアル（自治体事務担当者用）に基づいて確定する。査定に際して必要となる書類は、同マニュアルを参照し、記録の収集・書類作成といった事務作業を発災から2か月以内に開始する。

② 書類の事前確認

発注業務に関する契約締結時期と方法、業者選定、業務内容、価格の妥当性は査定の際に必ず確認される。これらの理由や価格の考え方について、論理的な説明資料の作成と説明が必要である。

査定書類は一式を正式に提出する前に、都道府県を通じて地方環境事務所へ送付し、内容の確認を行う。契約時期が発災直後の業務に係る書類（設計図書類、入札書または見積書、契約書または請書等の支出の際に必要な履行確認書類以外）については、必ず揃えなければならない。これらの書類の不足や記載誤り、計算誤りがないかどうか、送達前に複数人数で確認しておく。

3 査定本番に向けて

査定本番の流れは、災害関係業務事務マニュアル（自治体事務担当者用）に記載されている。説明員となる職員を定め、誰が何を説明するか、根拠資料を提示するタイミングや話し方を予行演習し、不備がないか確認しておくことよ。

被災している立場として、査定における質問は厳しいが、前向きに淡々と説明できるよう心構えを持つことが望ましい。

注意 ⚠

災害査定の写真の重要性

災害査定の写真は、被害状況の客観的証拠となり、補助金や保険金算定の根拠となる。また、後日の検証やトラブル防止に役立ち、査定効率を大幅に向上させる。さらに、報告書や防災計画の資料としても活用できるため、正確な撮影と整理が重要である。

ポイント 📌

撮影のポイント

- 被害箇所がわかるように全景と近景を撮影する。
- メジャーやスケールを入れて寸法を示す。
- 撮影日・場所情報を記録する（GPS 付きカメラやメモ）。
- 被害の前後比較写真を残す。



ポイント 📌

撮影のポイント

- 日々のごみの量の変化を記録するため、なるべく同じ位置から撮影する。
- 写真には日付を記載することが望ましい。

災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

通常災害

区分	対象	根拠等
1 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象
7 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片付けごみ」
8 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業者により排出されたものは対象外
10 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象
12 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16 避難所における仮設トイレの設置・借り上げ費	×	災害救助法の対象

区分	対象	根拠等
17 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿の汲み取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22 ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25 仮置場表土のはぎ取り（数 10cm 程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28 ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察からの指導があった場合などに限る
30 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	
35 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36 スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37 運搬にかかる交通誘導	○	
38 運搬にかかる高速道路料金	原則 ×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外

区分	対象	根拠等
40 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	
43 消費税	○	
44 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46 焼却施設の減価償却費	○	
47 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は× 委託なら○
48 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、100分の15以内又は仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等
49 工事雑費	△	諸経費として計上
50 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150 m ³ 未満のごみ	○	災害起因には災害起因にはm ³ 要件はなし
52 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54 海岸保全区域外の人立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」に当たらない
55 海岸管理を怠り堆積させ、150 m ³ を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル」（環境省）令和5年12月改訂

資源化率の把握及び報告

災害廃棄物の処理に当たっては、再資源化の推進の観点から資源化率の把握が重要である。

このため、市町村は、委託事業者に対し、処理量に加えて資源化量及び資源化率についても報告を求めることが望ましい。

なお、委託事業者に資源化率の報告義務が法令上明示されているものではないが、市町村は契約又は業務仕様書において必要な報告事項を定めることにより、資源化率に関する報告を求めることができる。

6.2 災害廃棄物対策指針技術資料の要点

環境省は、地方公共団体による災害廃棄物処理計画の策定を支援し、自然災害による被害を軽減するため、平時の体制整備、災害時の応急対策、復旧・復興対策に関する参考事項をまとめた災害廃棄物対策指針を策定している。本指針は、災害廃棄物処理において住民の健康や安全確保、衛生・環境面での迅速な対応を重視し、分別・選別・再生利用による減量化を推進するため、実用的な技術情報を盛り込んでいる。被災自治体だけでなく支援自治体にとっても実用的な内容とし、地方公共団体は平時の一般廃棄物処理システムを考慮しつつ、災害廃棄物処理計画の策定・改定を行うことが求められる。また、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めることが期待される。

4つの技術資料

- ① 被災状況・処理の記録
→過去の災害対応の事例を記載
- ② 処理体制
→組織体制図から地域ブロック協議会、ボランティアの受け入れなど、関係団体の役割について記載
- ③ 発災前に取り組む事項
→計画の見直し、平時からの教育訓練・研修内容について記載
- ④ 災害廃棄物処理
→災害廃棄物処理の流れから仮置場の運営に関する事項を記載

それぞれの資料を有効活用することで、計画策定・改定、平時の取り組み、災害発生時の対応、教育・訓練時に活用いただきたい。

第2部 災害廃棄物仮置場設置・運営マニュアル

第1章 仮置場の設置・運営計画

1.1 仮置場候補地の選定と事前調整

事前調整

仮置場の設置・運営をする上では、以下の①～⑦を考慮する。

① 仮置場の確保・設置（複数箇所の仮置場を設置する）

- 市町村は、災害廃棄物の受け入れを行うため、仮置場候補地の確認、用地確保及び関係機関との調整を行う。
- 災害時に発生する片付けごみを集積するためには、仮置場の確保・設置が必要である。仮置場の箇所数が少ない場合や面積が狭い場合には、住民搬入が集中し、渋滞の発生や仮置場の逼迫が懸念される。また、搬入に時間を要する場合には、無人の集積所が発生し、片付けごみの混合化が進むおそれがある。
- このため、分別スペースを確保した複数の仮置場を設置することが望ましい。ただし、面積の小さい仮置場を多数設置すると管理が非効率となるため、概ね 3,000 m²以上の仮置場を確保することが望ましい。
- 仮置場の選定に当たっては、長期間利用可能な土地を優先する。なお、学校のグラウンドは早期に原状回復が求められる場合があるため、仮置場としての利用は可能な限り避けることが望ましい。

② 仮置場の管理・運営体制の構築

- 仮置場では分別指導や安全管理を徹底するため、管理体制の強化が必要である。望ましい人員体制（主要機能を確保するための参考配置例）は以下のとおりである。
- 受付 1 名：被災者確認と積荷チェックを行う。
- 交通誘導員 1 名：仮置場内の車両誘導を行う。
- 分別指導員複数名：住民への分別指導を行う。
- 荷下ろし補助複数名：車両からの荷下ろしを補助する。
- 警備員 1 名：仮置場内の警備を行う。
- 住民が適切に分別できるよう、品目を示す看板や案内看板を設置することが望ましい。また、搬入開始前に見せごみを置くことも有効である。なお、具体的な配置人数は、災害規模、搬入台数、敷地面積等に応じて適宜増減させるものとする。

参考

見せごみの活用

「見せごみ」とは、仮置場で住民に分別方法をわかりやすく示すために、あらかじめ置いておく廃棄物のサンプルである。仮置場設置時に立て看板などの準備が間に合わない場合に有効であり、住民は搬入時に見て判断できるため分別精度が向上する。さらに、分別指導員の負担軽減にもつながる。

③ 住民やボランティアへの広報、住民やボランティアとの連携

- 分別場所や分別方法については住民やボランティアへの広報が必要である。広報手段は被災住民の状況を踏まえて検討すべきである。水害で家屋が2階まで浸水した場合、テレビやラジオ、インターネットが利用できないことがあるため、ホームページ掲載だけでなく避難所でのビラ配布や貼紙を行うことが望ましい。海外住民への広報も検討すべきである。
- ボランティアには個人宅の片付け支援だけでなく、一定範囲の地域に派遣し、排出される廃棄物に優先順位をつけて種類ごとに回収する方法も有効である。悪臭の原因となる腐敗性の高い畳や濡れたソファなどから回収することが望ましい。有害・危険物を扱う場合は事前に十分な教育と注意喚起が必要である。
- 住民には共助の精神を促し、高齢者や障害者のごみ出し支援や、ごみ出し方法がわからない住民への指導など協力を求めることが必要である。

ポイント

災害弱者への対応を検討

ごみ出しができない高齢者や障害者、さらに外国人住民への対応を検討する必要がある。この対応としては、ボランティアによる支援が有効であるため、社会福祉協議会と連携し、協力を得るための調整を行うべきである。ただし、発災時に突然相談するのではなく、平時から相談・調整を進めておくことが重要である。

片付けごみは自宅の敷地内外に出してもらい、自治体が戸別回収することも検討すべきである。

外国人住民に対しては、言語や文化の違いを考慮し、わかりやすい多言語の案内や支援体制を整備することが必要である。

④ 処理先への運搬体制の構築、処理先への搬出の加速

- 仮置場が逼迫して受け入れ停止とならないよう、搬出可能な片付けごみは順次処理先へ搬出する必要がある。そのため、処理先への運搬体制を強化することが重要であり、必要に応じて他自治体や民間事業者（産業廃棄物協会等）へ支援を要請すべきである。処理先によっては投入口への投入不可や車両進入不可、ダンプアップ不可の場合があるため、処理先の受け入れ条件を踏まえ、搬入するごみの種類や車種を検討する必要がある。

ポイント

処理先へ搬出するに当たって確認すべき事項

- 受け入れ条件（処理できる廃棄物の種類、大きさ、性状（投入口のサイズ））
- 搬入が可能な車両の種類、大きさ

⑤ 仮置場へ搬入できない住民への対応（社会福祉協議会との連携）

- 自家用車が水害で流出または使用不能となり、仮置場へ搬入できない住民への対応を検討する必要がある。この場合、ボランティアによる搬入支援が有効であり、社会福祉協議会と連携し協力を得るための調整を行うべきである。ただし、発災時に突然相談するのではなく、平時から調整しておくことが重要である。ボランティアや車両が不足し搬入が困難な場合は、自治体による戸別回収も検討する必要がある。

⑥ 無人の集積所が発生した場合の対応（路上に堆積した場合も含む）

- 無人の集積所は、仮置場が遠いなどの理由でやむなく設置される場合があるが、発生させないことが原則である。発生した時点で混合廃棄物が存在することを前提とし、平時とは異なる収集運搬体制が必要であることを被災自治体は認識すべきである。無人の集積所は複数箇所に分散して発生し、自治体の車両だけで回収することは困難であるため、他自治体への支援要請が必要である。
- 混合化したごみの回収には回転式パッカー車では対応できないため、プレス式パッカー車や平ボディ車を準備する必要がある。発生場所が道幅の狭い箇所であることが多いため、車両サイズの選定も重要である。無人の集積所の場所確認には人員確保が必要であり、被災自治体のみでは困難な場合が多いため、支援要請が必要である。さらに、必要な車種を判断できない場合は、他自治体から先遣隊を派遣してもらい、状況確認と助言を受けることが望ましい。

こんなときは？

無人の集積所が発生原因（一例）

無人の集積所発生の原因は、仮置場の逼迫や渋滞による搬入遅延であるため、処理先への搬出を加速し仮置場のスペースを確保することが重要である。処理先を確保できない場合は、緊急的に横持ち用の仮置場を設置することも考えられるが、横持ちは非効率であるため、まず処理先への搬出を優先すべきである。そのため、他自治体等への支援要請により運搬体制を構築することが必要である。横持ち用仮置場を設置する場合は、長期利用可能な土地を選定することが望ましく、学校のグラウンドは避けるべきである。



⑦ 仮置場が逼迫した場合の対応

- 緊急的に横持ち用の仮置場を確保する対応は考えられるが、仮置場間の横持ちを繰り返すことは非効率である。そのため、横持ちを検討する前に、片付けごみを処理先へ搬出し、仮置場のスペースを確保することを優先すべきである。このため、他自治体等への支援要請により処理先への運搬体制を構築することが必要である。横持ち用仮置場を設置せざるを得ない場合は、できるだけ長期利用可能な土地を選定することが望ましく、学校のグラウンドは早期移動が必要となるため避けるべきである。

仮置場候補地の選定

① 市町村有地

- 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場（跡地を含む））
- 未利用工業団地等の公有地
- グラウンド、公園等

② 民有地

- 未利用工場跡地等で、長期間利用が見込まれない民有地等（借り上げ）

③ 県有地

- 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場（跡地を含む））
- 未利用工業団地等の公有地
- グラウンド、公園等

④ 国有地

- 未利用の国有地（普通財産）
- 行政財産として利用されているが、目的外使用が認められる国有地

注意

仮置場選定の注意点

- 被災により使用不能になっていない
- 被災によりアクセスが大幅に制限されていない
- 災害時に他の用途で使用されていない（避難所、自衛隊基地等）
- 被災者が車両等により自ら搬入できる範囲（住民による自己搬入を想定していない場合はこの限りではない）
- 公有地が望ましい
- 可能な限り広く（目安は 3,000m² 以上）、長期間使用できることが望ましい
- 舗装されていることが望ましい

人員確保

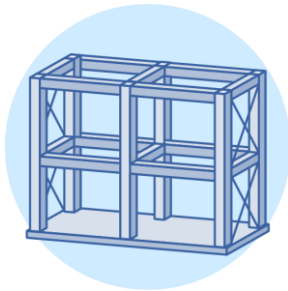
仮置場の管理・運営のためには、受付、車両の誘導、災害廃棄物の荷下ろし補助、分別指導、分別・保管を行うなど、多くの人員が必要である。災害支援協定を締結している民間事業者団体等から必要な人員・資機材の協力を得て、管理・運営を行う。ただし、住民対応等のため、少なくとも1名は自治体の職員を配置する必要がある。仮置場は大型車両の走行や重機の稼働もあり、大変危険である。災害ボランティアが仮置場の管理・運営を行うことは控えるべきである。

石綿対策

市町村は、石綿含有建材が使用されている損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）が必要になった場合に迅速に適切な対応がとれるよう、あらかじめ石綿含有建材の使用状況について、公共施設の管理者から情報を収集しておくとともに、市町村関係部局と調整し、民間施設についての情報収集に努める。

発生場所（一例）

- 古い建築物の鉄骨、天井等の吹き付け材、船舶や工場の煙突、ボイラーの保温材等



建物の鉄骨



工場の煙突



引用： <https://www.mhlw.go.jp/content/001099405.pdf>

発見時の留意点

- 吹き付け石綿、保温材等、飛散性の廃石綿が疑われるものについては、可能な限り、事前に除去等回収を行うことが望ましい。
- 吹き付け石綿等の廃石綿、廃石綿の付着及び混入が疑われるものについては、散水等により十分に湿潤化する。

回収・運搬時の留意点

- プラスチック袋等を用いて梱包した上で、フレコンバッグ等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管・運搬する。

保管時の留意点

- 保管場所には廃石綿の保管場所であることを表示する。また、必要なとき以外は不用意に近づかないように周知する。

注意

ボランティアへの周知

能登半島地震では、倒壊した建物から石綿が露出し、健康被害のおそれ指摘された。
石綿を含む建材に触れると健康被害のおそれがあるため、絶対に破碎や除去を行わないこと。
石綿が疑われる場合は、自治体や専門業者に連絡し、指示に従うこと。
防じんマスクなど適切な保護具を着用し、むやみに近づかないこと。

1.2 仮置場設置計画の検討

渋滞対策

初動期は片付けごみの搬入が集中し、災害規模によっては一日で搬入車が1,000台を超える場合がある。搬入効率を高めるためには、災害廃棄物を事前に分別してから仮置場へ搬入することが重要である。自治体は被災住民に分別搬入の重要性を周知すべきである。また、搬入したごみの置き場所がわかるよう、分別例の写真と仮置場レイアウトのほか、効率的に搬入するための注意事項等をチラシにより周知することが効果的である。

なお、仮置場周辺の交通渋滞の緩和には住民の理解と協力が必要であるため、事前分別の徹底、場内係員の指示遵守、指定搬入経路の順守等、具体的な協力事項を明確に記載するものとする。

便乗ごみ対策

便乗ごみを受け入れると仮置場が逼迫するため、受付で積荷を確認し、便乗ごみがある場合は持ち帰らせる必要がある。不法投棄防止のため、周囲にフェンスを設置し、受け入れ停止時間帯は入口を施錠するか、重機で入口を塞ぐなどの対策を講じるべきである。

仮置場設置計画チェックリスト

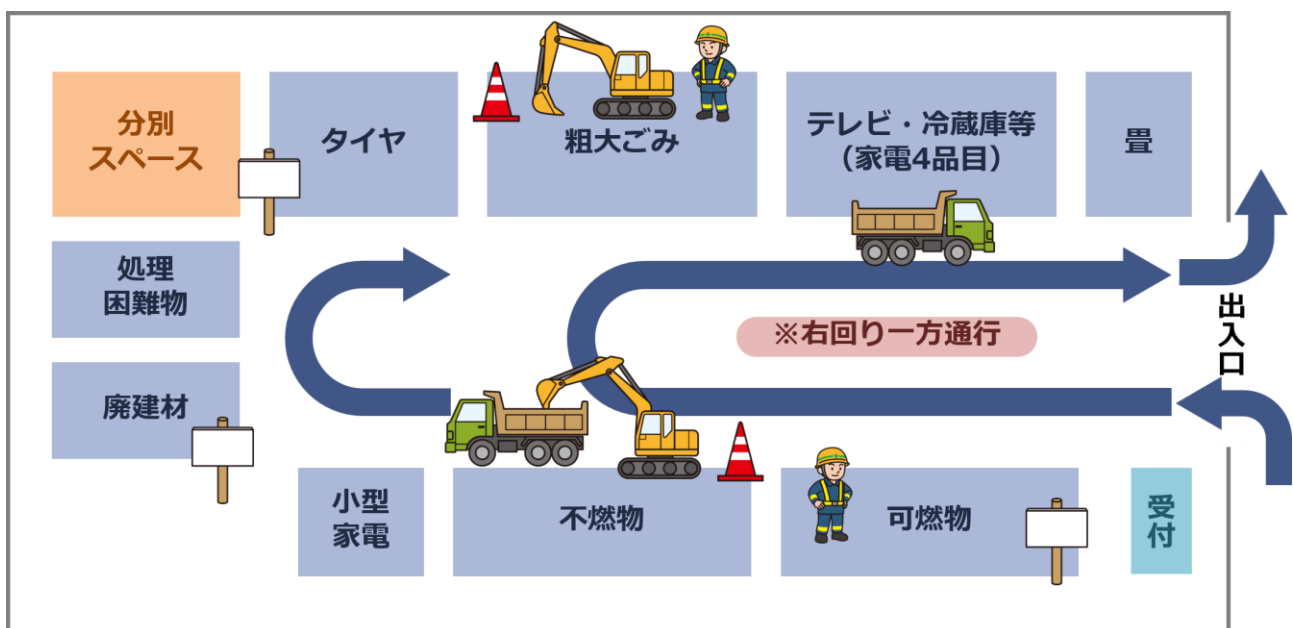
立地条件の確認	
災害廃棄物の発生源からの距離（輸送効率）	<input type="checkbox"/>
周辺道路の幅員・交通状況（大型車両通行可）	<input type="checkbox"/>
地盤の強度・浸水リスク	<input type="checkbox"/>
周辺環境への影響（住宅地・学校・病院との距離）	<input type="checkbox"/>
用地確保	
必要面積の算定（廃棄物量＋作業スペース）	<input type="checkbox"/>
所有者との使用許可・契約	<input type="checkbox"/>
公共用地・民間用地の優先順位	<input type="checkbox"/>
アクセス・交通動線	
搬入車両の進入路と退路の確保（Uターン不要）	<input type="checkbox"/>
一方通行ルートの設定	<input type="checkbox"/>
渋滞緩和策（時間帯分散、誘導員配置）	<input type="checkbox"/>
緊急車両の通行確保	<input type="checkbox"/>

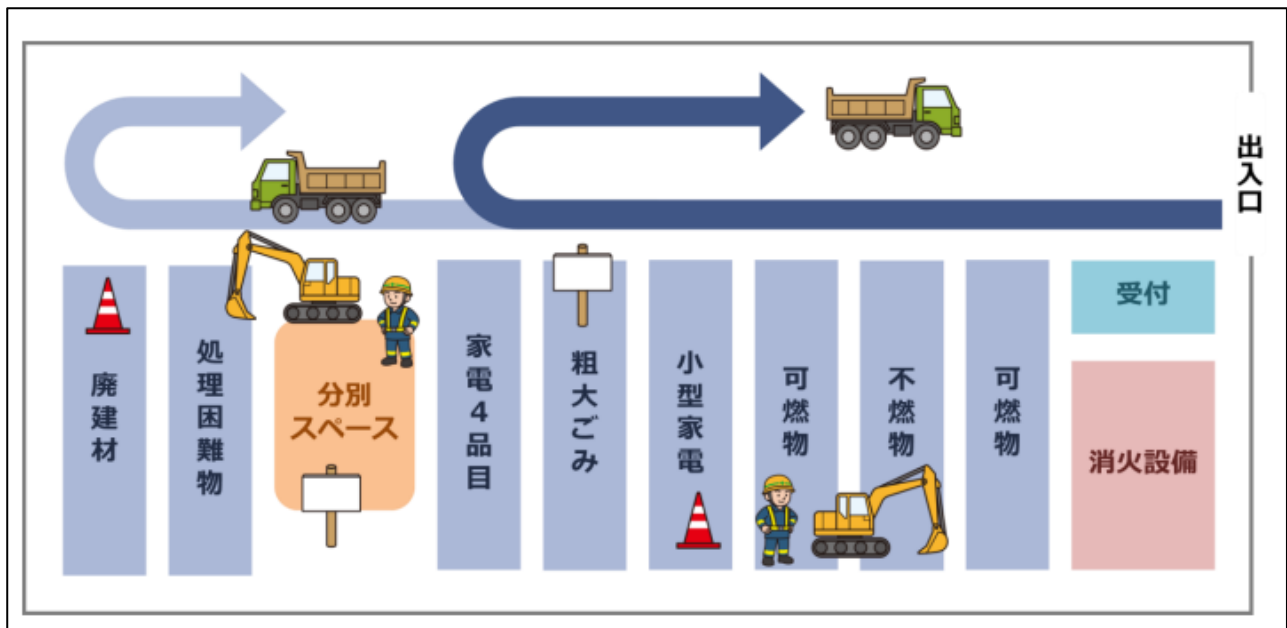
1.3 仮置場のレイアウト

仮置場レイアウトを作成する上でのポイント

- 市町村は、仮置場において分別区画、搬入動線及び安全対策を整理し、事業者と連携して仮置場の設営を行う。
- 出入口付近には受付スペースを確保し、交通誘導員を配置できる構造とする。また、場内には分別区画を明確に表示し、分別指導及び荷下ろし補助が円滑に行える配置とする。
- 出入口に門扉を設置できない場合は、夜間の不法投棄等を防止するため、重機等により物理的に閉鎖可能な構造とする。
- 搬入・搬出車両の動線を十分に考慮する。原則として左折での出入りとし、場内は一方通行（右回り・時計回り）とすることで車両の交錯を防止する。場内道路幅は、搬入車両及び搬出用大型車両が円滑に通行できる幅員を確保する。
- 仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象外である「便乗ごみ」が排出されやすいことから、受付スペースを確保するとともに、敷地周囲へのフェンス設置や出入口管理が可能な構造とする。
- 分別の徹底を図るため、品目表示看板及び案内看板の設置スペースを確保する。また、搬入開始前に分別例を示す「見せごみ」配置スペースを設けることが望ましい。
- 仮置場内レイアウトの留意点として、荷下ろしの円滑化を図るため、大型物や重量物の置場は動線の後方に配置するなど、順番に下ろしやすい分別配置とする。
- 処理困難物、危険物及び廃建材（石綿含有の可能性があるものを含む。）については、飛散防止及び安全確保の観点から、可能な限りほかの廃棄物区画と離れた場所に配置する。

分別区画及びレイアウトの例を以下に示す。なお、当該例は右回り一方通行を基本とし、分別スペースを十分に確保した標準的なレイアウト例である。





ポイント

仮置場内の動線の確保

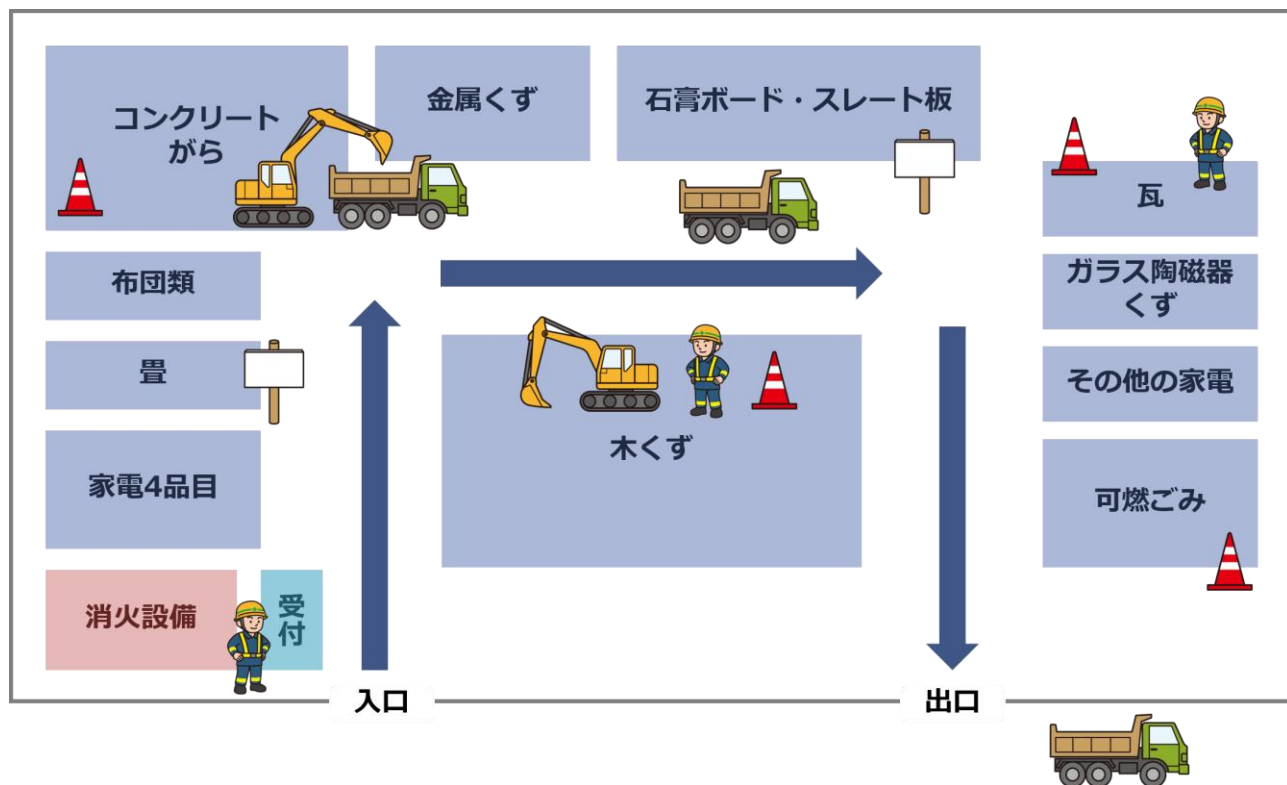
搬入・搬出車両の動線は左折出入りとし、場内は一方通行で右回り（時計回り）とするのが望ましい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用大型車両が円滑に通行できるよう配慮することが必要である。

仮置場の逼迫を防ぐためには、片付けごみを順次処理先へ搬出することが必要である。運搬効率を高めるため、大型車両での搬入・搬出に対応できる広い搬入口と通路を確保すべきである。

参考

仮置場運営時の好事例①：仮置場のレイアウト改善による効率向上

- **課題**
仮置場を適切にレイアウトすることにより、災害廃棄物の仮置場の効率的な運営、安定的な維持管理の実現が必要となっていた。
- **取り組み**
仮置場の出入口スペースを十分に広く確保して搬入車両の渋滞、ルート交錯を回避し、各ヤードへのアクセス動線も安全性・作業性を考慮したものとした。また、ヤードごとに破碎・選別作業を効率的に行うためのスペース確保に考慮したことで、円滑に作業が進むよう図られた。
- **効果**
仮置場のレイアウトを改善したことにより、災害廃棄物の仮置場の効率的な運営、安定的な維持管理の実現につながった。



必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	マグネット、スケルトン			○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、石綿吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防じんネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		
	防じんネット	粉じんの飛散防止		

仮置場チェックリスト

1. 搬入・搬出動線	
搬入車両と搬出車両の動線を分離しているか	<input type="checkbox"/>
一方通行ルートを設定し、入口・出口を明確にしているか	<input type="checkbox"/>
車両待機スペースを確保しているか（場内外の渋滞防止）	<input type="checkbox"/>
大型車両の旋回半径を考慮したレイアウトとなっているか	<input type="checkbox"/>
緊急車両の通行ルートを常時確保しているか	<input type="checkbox"/>
2. 廃棄物の分別エリア	
可燃物、不燃物、危険物、再資源化物等の区画を明確に設定しているか	<input type="checkbox"/>
各区画に標識・案内板等の表示を設置しているか（色分け等）	<input type="checkbox"/>
危険物専用エリアを隔離し、防火・防水対策を講じているか	<input type="checkbox"/>
仮設仕切り（フェンス、バリケード等）を設置しているか	<input type="checkbox"/>

3. 作業スペース	
重機作業エリアを確保し、安全距離を確保しているか	<input type="checkbox"/>
手作業エリアと車両動線を分離しているか	<input type="checkbox"/>
仮設事務所・休憩所を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/>
資材置場・工具保管場所を明確にしているか	<input type="checkbox"/>
4. 安全・防災設備	
消火器等の防火設備を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/>
緊急避難経路を確保し、標識を設置しているか	<input type="checkbox"/>
夜間照明を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/>
防犯対策（監視体制等）を講じているか	<input type="checkbox"/>
5. 環境対策	
排水処理対策を講じているか（浸出水対策）	<input type="checkbox"/>
粉じん防止対策（散水等）を講じているか	<input type="checkbox"/>
臭気・騒音対策を講じているか	<input type="checkbox"/>
周辺住民への影響緩和措置を講じているか	<input type="checkbox"/>
6. 管理・運営体制	
搬入受付・計量所を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/>
管理事務所等の運営拠点を設置しているか	<input type="checkbox"/>
作業員休憩所・トイレを設置しているか	<input type="checkbox"/>
搬入記録等の管理体制を整備しているか	<input type="checkbox"/>
7. 情報提供・標識	
仮置場全体レイアウト図を作成しているか	<input type="checkbox"/>
関係機関（消防・警察等）と事前調整を実施しているか	<input type="checkbox"/>
定期的に点検・見直しを実施しているか	<input type="checkbox"/>
仮置場全体の案内図を掲示しているか	<input type="checkbox"/>
各エリアの標識を設置しているか	<input type="checkbox"/>
緊急連絡先・避難経路を掲示しているか	<input type="checkbox"/>
8. 交通対策	
車両待機場を確保しているか（場外含む）	<input type="checkbox"/>
搬入時間帯の調整を実施しているか	<input type="checkbox"/>
誘導員を配置しているか	<input type="checkbox"/>
周辺道路への交通配慮措置を講じているか（迂回路案内）	<input type="checkbox"/>

1.4 仮置場の運営

市町村は、仮置場の管理責任者を配置し、搬入管理、分別指導及び安全管理を実施する。また、各仮置場の人員を確認し、担当を決定する。特に誘導員は搬入ルール違反時の対応を確認する。

区分	役割	人数	備考
住民が直接仮置場に搬入する場合 (搬出作業を行う場合) (重機を用いる場合)	受付	1名	
	交通誘導員	1名	
	分別指導員	複数名	
	荷下ろし補助員	複数名	分別指導員と兼任も可
	警備員	1名	場合によっては増員
	運搬車両の運転手	複数名	車両の台数分
	重機のオペレーター	複数名	重機の台数分
地域で設置した集積所等から回収する場合 (搬出作業を行う場合) (重機を用いる場合)	受付	1名	
	交通誘導員	1名	
	分別指導員	複数名	
	荷下ろし補助員	複数名	分別指導員と兼任も可
	警備員	1名	場合によっては増員
	運搬車両の運転手	複数名	車両の台数分
	重機のオペレーター	複数名	重機の台数分
	集積所からの回収車両の運転手	複数名	車両の台数分
集積所からの回収積込要員	複数名		

例)

- 進入路や仮置場の配置を確認し、必要に応じてロープや三角コーンで種類別区画を明示する。分別種類は立て看板等で表示する。
- 仮置場の地盤がアスファルト以外の場合、可能であれば敷鉄板等で養生する。
- 受付を設置し、受付ルールを確認する。受付後の搬入ルートも確認する。
- 災害査定に備え、写真や配置図等の記録を残す。可能であれば仮置場ごとに日報として整理することを推奨する。

注意

家電の保管方法

家電は重機で取り扱うと変形してリサイクルできなくなるため、重機で取り扱わず、平積みして保管するようにする。

仮置場から円滑に指定引取場所へ家電リサイクル法対象製品を搬出できるよう、泥の付着や中身（例：冷蔵庫の中身や洗濯機内の衣類等）は除去する。泥の付着を落とすため、水洗が可能な場所に仮置場の候補地を確保することが望ましい。

また、家電の処理には自治体用家電リサイクル券が必要である。災害時は券の確保に時間を要するため、平時から事前に備蓄しておくことが重要である。

仮置場運営チェックリスト




1. 搬入受付・記録管理	
搬入車両の受付体制を確保しているか（受付担当者配置）	<input type="checkbox"/>
搬入物の種類・数量を記録しているか（計量器の稼働確認含む）	<input type="checkbox"/>
搬入許可証及び搬入ルートを確認しているか	<input type="checkbox"/>
廃棄物の分別指示を徹底しているか	<input type="checkbox"/>
2. 安全管理	
可燃物を分別し、発熱性廃棄物を隔離保管しているか	<input type="checkbox"/>
消火設備（消火器、散水設備等）を適切に設置しているか	<input type="checkbox"/>
消火器の定期点検を実施しているか	<input type="checkbox"/>
喫煙・火気厳禁表示を設置しているか	<input type="checkbox"/>
作業員が必要な安全装備を着用しているか（ヘルメット、反射ベスト、手袋）	<input type="checkbox"/>
車両動線と作業員動線を分離しているか（バリケード・標識）	<input type="checkbox"/>
重機操作時に安全確認及び誘導體制を確保しているか（誘導員配置）	<input type="checkbox"/>
避難経路を確保し、標識を設置しているか	<input type="checkbox"/>
緊急時対応手順を周知しているか（避難経路・連絡体制）	<input type="checkbox"/>
3. 交通・渋滞対策	
搬入車両の待機場を適切に運用しているか（場外待機含む）	<input type="checkbox"/>
時間帯別搬入調整を実施しているか	<input type="checkbox"/>
誘導員を適切に配置しているか	<input type="checkbox"/>
周辺道路の交通状況を把握し、必要に応じ関係機関と連携しているか（警察との連携）	<input type="checkbox"/>
4. 環境対策	
粉じん防止対策を実施しているか（散水、防じんネット等）	<input type="checkbox"/>
車両走行路における粉じん抑制措置を講じているか（散水、舗装等）	<input type="checkbox"/>
臭気対策を講じているか（覆い、消臭、早期処理等）	<input type="checkbox"/>
腐敗しやすい廃棄物について早期処理又は覆い等の措置を講じているか	<input type="checkbox"/>
排水・浸出水対策を講じているか（遮水シート、排水溝等）	<input type="checkbox"/>
騒音・振動対策を講じているか（作業時間管理、防音措置等）	<input type="checkbox"/>
周辺環境への影響を最小化する措置を講じているか	<input type="checkbox"/>

5. 廃棄物管理	
可燃物、不燃物、危険物等を適切に分別しているか	<input type="checkbox"/>
危険物等を専用区画で適切に保管しているか	<input type="checkbox"/>
仮置場の容量を管理し、適正保管量を超えていないか	<input type="checkbox"/>
搬入・搬出の数量、種類及び搬入元を記録しているか	<input type="checkbox"/>
6. 情報共有・コミュニケーション	
作業開始前に安全確認・情報共有を実施しているか	<input type="checkbox"/>
周辺住民へ必要な情報提供を行っているか	<input type="checkbox"/>
苦情対応窓口を明確にしているか	<input type="checkbox"/>
緊急連絡体制を確認しているか（消防、警察、関係部署）	<input type="checkbox"/>


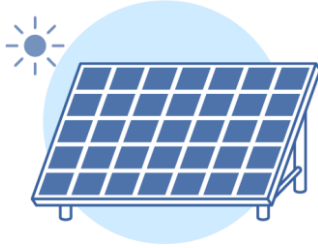
1.5 仮置場運営の注意点

危険物・有害物の取り扱い方法

災害現場にはさまざまな廃棄物が散乱する可能性がある。その中には危険物や有害物が含まれている場合があり、保管方法などの取り扱いを誤ると、二次被害（健康被害や仮置場での火災など）につながるおそれがある。

試薬・農薬等の化学物質	感染性廃棄物	トランス等の電気機器（PCB）
<ul style="list-style-type: none">● 発見時の留意点 こぼれている劇薬物を見たら触らずに保健所に届け出る。● 保管時の留意点 保健所の指示に従う。 <p>※ 自治体ごとの処理方針を確認</p> 	<ul style="list-style-type: none">● 発見時の留意点 「感染性廃棄物」等と記載されている容器、または、バイオハザードマークの付いた容器は、容器をそのまま保管場所へ運搬する。 	<ul style="list-style-type: none">● 発見時の留意点 PCB 使用機器か否か判断する。 破損していないか、機器中の絶縁油が漏れていないか等を確認し、周辺への飛散・流出を防止する。● 保管場所には PCB 廃棄物の保管場所である旨表示し、建物内で保管するか、密閉性のある容器に収納する。 防水性のビニールシートで全体を覆う等の漏洩防止措置を講じる。ほかの廃棄物と一緒に取り扱わず分別する。 

<p>廃石綿（アスベスト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発見時の留意点 吹き付け石綿、保温材等、飛散性の廃石綿が疑われるものについては、可能な限り、事前に除去等回収を行うことが望ましい。 ● 保管時の留意点 保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。 	<p>高圧ガスボンベ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発見時の留意点 自ら回収・集積せず（一社）全国 LP ガス協会に連絡する。 	<p>カセットボンベ・スプレー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発見時の留意点 火の気や可燃物のない風通しのよい場所でガス抜きをする。 ● 保管時の留意点 太陽光から遮断した温度上昇のない場所で保管する。 
<p>消火器</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保管時の留意点 ㈱消火器リサイクル推進センターに連絡する。 	<p>塗料・ペンキ・有機溶剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発見時の留意点 ガスを吸い込まないように注意する。 ● 保管時の留意点 分別保管し、販売店、メーカー、廃棄物処理業者に回収・処理依頼する。 	<p>リチウム蓄電池・乾電池等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発見時の留意点 液漏れに注意する（特にリチウム蓄電池は発火の危険性有） ● 保管時の留意点 販売店等に処理を依頼する。絶縁処理をして分別保管する。 <p>※ 自治体ごとの処理方針を確認</p> 

<p style="text-align: center;">カーバッテリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発見時の留意点 液漏れに注意する。 ● 保管時の留意点 販売店やガソリンスタンドへ回収依頼する。 <div style="text-align: center;">  </div>	<p style="text-align: center;">太陽光パネル</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発見時の留意点 素手で触れない。 ● 保管時の留意点 感電を防止するよう十分に注意した上で太陽光パネルの受光面に光が当たらないようにする。 <div style="text-align: center;">  </div>	
--	--	--

危険物・有害物の取り扱いについて、誤った対応を行わないように仮置場の事務所に掲示する連絡先リストの中に、関係機関名、連絡先等の情報を記載するのが望ましい。

環境対策

仮置場を運営する際の環境対策は、周辺環境への影響を最小限に抑えるために非常に重要である。主なポイントは以下のとおりである。

1 水質保全

浸出水対策：廃棄物からの浸出水が地下水や河川に流入しないよう、遮水シートや排水溝を設置する。
 雨水管理：雨水が廃棄物に直接触れないよう、覆いを設けるか、排水を適切に誘導する。

2 大気環境対策

粉じん防止：散水や防じんネットで飛散を防止する。悪臭対策：腐敗しやすい廃棄物は早期に処理するか、覆いを設置する。

3 土壌汚染防止

遮水シート敷設：廃棄物と地面の間にシートを敷き、汚染物質の浸透を防ぐ。

4 騒音・振動対策

作業時間の制限：早朝・深夜の作業を避ける。防音壁設置：必要に応じて仮設の防音壁を設置する。

5 生態系保護

周辺調査：仮置場設置前に周辺の自然環境を確認し、希少種や水域への影響を回避する。

6 モニタリング

定期測定：水質・大気・騒音などを定期的に測定し、基準値を超えないよう管理する。

参考 

仮置場運営時の好事例②：仮置場における簡易遮水シートの敷設

- 課題：災害廃棄物の中には、油分のほか、重金属等の有害物質を含有するものも含まれる可能性があり、仮置場において汚染水が土壌に浸透し、土壌汚染や地下水汚染を引き起こすことが考えられた。このため、有害物質等を含む災害廃棄物の仮置場については、そうした環境汚染を防止するための取り組みが求められた。
- 取り組み：油分等の漏洩が懸念される廃棄物専用の仮置場を設置し、簡易な遮水シートを敷設する等の取り組みを行った。
- 効果：当該取り組みによって、油分や有害物質の土壌への漏洩を防止することが可能となった。

参考 

仮置場運営時の好事例③：仮置場搬入路への鉄板や砂利の敷設による粉じん防止、ぬかるみ防止

課題：降雨により仮置場の地盤がぬかるみ、搬入車両がスタックする等、作業効率の大幅な低下が見られた。また、仮置場には多数のトラックが出入りするため、未整備であった場合、乾燥時には、強風やトラックの運行により仮置場表土の粉じんが巻き上げられ、作業環境及び周辺環境の悪化のおそれがあった。

取り組み：仮置場では搬入路に鉄板や砂利等が敷設された。

- 効果：仮置場の搬入路を整備することにより、スタックの防止による搬入・搬出効率の向上、粉じんの発生・飛散による作業環境及び周辺環境の悪化の防止につながった。

火災対策

仮置場の火災対策は、災害廃棄物の特性（可燃物の混在、発熱反応など）を踏まえ、発生防止と初期対応を徹底することが重要である。以下に主なポイントを示す。

1 火災発生防止策

- 可燃物の分別保管：木材、紙、プラスチックなどの可燃物は、金属や不燃物と分けて保管する。
- 発熱性廃棄物の管理：石灰、電池、化学薬品など発熱・発火のおそれがあるものは、専用区画で隔離保管する。
- 適切な山積み管理：廃棄物を過度に積み上げない。通風を確保し、内部で熱がこもらないようにする。
- 喫煙・火気厳禁：仮置場内での喫煙や火気使用を禁止し、明示的な看板を設置する。

2 初期消火体制

- 消火設備の設置：消火器（粉末・泡）、消火栓、散水設備を仮置場内に配置する。
- 水源の確保：近隣の水道、貯水槽、河川などを利用できるよう事前に確認する。
- 消火器の定期点検：使用期限や圧力を定期的に確認する。

3 監視・警戒

- 定期巡回：発熱や煙の兆候を早期発見するため、巡回を実施する。
- 温度管理：必要に応じてサーモグラフィや温度計で廃棄物の温度を監視する。
- 夜間警備：火災リスクが高い場合は夜間も監視体制を整える。

4 緊急時対応




- 避難経路の確保：作業員の安全確保のため、避難経路を明示する。
- 消防との連携：事前に消防署と連絡体制を構築し仮置場の位置・水源情報を共有する。
- 初期消火訓練：作業員に対して定期的に消火訓練を実施する。

1.6 住民周知方法

災害時の廃棄物収集では、住民への迅速かつ的確な情報発信が極めて重要である。広報が不十分だと、分別されない廃棄物が混在し、処理の遅延や費用増大を招く。発災直後から排出方法や仮置場情報を多様な手段で周知し、分別を徹底することで円滑な収集・処理を促進することが求められる。平時からの啓発と訓練も、混乱防止と迅速な復旧に不可欠である。

再掲抜粋

[広報の種類（アンケートより抜粋）](#)（P.16）

方法	情報量	速報性	伝達力	特徴
 <p>HP</p>	<p>◎</p> <p>文章・画像・PDF・動画など多様な形式で詳細情報を掲載可能</p>	<p>○</p> <p>アクセスすれば誰でも見られるが、能動的な閲覧が必要</p>	<p>○</p> <p>アクセスすれば誰でも見られるが、能動的な閲覧が必要</p>	<p>詳細情報を掲載可能だが、閲覧は能動的。</p>
 <p>防災無線</p>	<p>×</p> <p>短い音声のみで、詳細情報は伝えられない</p>	<p>◎</p> <p>屋外スピーカーで即時に広範囲へ伝達可能</p>	<p>◎</p> <p>屋外スピーカーで広範囲に直接伝達</p>	<p>屋外スピーカーで即時周知。詳細情報は伝えにくい。</p>
 <p>防災ラジオ</p>	<p>○</p> <p>音声で要点を伝えられるが、詳細には限界あり</p>	<p>○</p> <p>常時聴取している人には有効だが、利用者は限定的</p>	<p>○</p> <p>常時聴取している人には有効だが、利用者は限定的</p>	<p>音声で周知可能。常時聴取者に限られる。</p>

チラシ作成の例

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

●●年 ●月 ●日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場での分別について

台風・豪雨等により発生した災害ごみは、下記の仮置場へ搬入してください。
円滑な処理のため、分別にご協力をお願いいたします。

◎【仮置場で受け入れるごみ】◎

家庭で災害により発生した以下のごみ

- ① 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ② ガラス・陶磁器くず ③ 瓦
- ④ 金属くず ⑤ 畳 ⑥ 木くず
- ⑦ 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- ⑧ 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ等）
- ⑨ 石膏ボード・スレート板

×【持込できないごみ】×

- ① 家電リサイクル対象品
- ② 危険物（ガスボンベ、
消火器、灯油、農薬等）
- ③ 医療系廃棄物等
- ④ 事業活動に伴う廃棄物

注意事項

- ① 冷蔵庫の中身は必ず取り出してください。
- ② 透明・半透明の袋に入れてください（指定袋でなくても可）。
- ③ バッテリー、タイヤ、危険物を持ち込む場合は必ず受付で申し出てください。
- ④ ガラス片や釘等でケガをしないよう十分ご注意ください。
- ⑤ 火災防止のため、可燃物と危険物を混載しないでください。

★渋滞緩和へのご協力をお願いします★

仮置場周辺の交通渋滞を防止し、円滑な受入れを行うため、次の事項にご協力ください。

- ① 可能な限り、単一または少品目ごとに分けて搬入してください。
- ② 積み込む際は、仮置場での荷下ろし順を意識し、降ろす順番とは逆の順番で積み込んでください。
- ③ 可燃物、不燃物、危険物を混載しないでください。
- ④ 地区ごとの搬入曜日・時間帯の指定がある場合は、必ず遵守してください。
- ⑤ 混雑時間帯（午前中）を避け、時間を分散して搬入してください。
- ⑥ 可能な限り乗り合わせでの搬入をお願いします。

■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所において
ください

所在地 : ○○○○○○
開設期間 : ○月○日～○月○日まで
開設時間 : 9:00～16:00
休止日 : ○月○日（○曜日）

レイアウト

※開設日時等が変更となる場合がございます。
最新情報は市ホームページ、防災無線、SNS等でお知らせします。

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○○-○○○○）
へご相談ください。

【問合先】 ○○市 ○○課 ○○係 電話○○-○○○○

仮置場情報チラシ掲載事項チェックリスト

項目	内容	
1 仮置場の名称・住所	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場の名称及び所在地を正確に記載しているか ● 仮置場の位置を示す地図又は案内図を掲載しているか 	<input type="checkbox"/>
2 搬入開始日・終了日	<ul style="list-style-type: none"> ● 搬入開始日及び終了日を明記しているか ● 変更時の連絡方法を記載しているか 	<input type="checkbox"/>
3 搬入可能時間・曜日	<ul style="list-style-type: none"> ● 搬入可能時間及び休止日を明確に記載しているか 	<input type="checkbox"/>
4 分別区分と具体例	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別区分及び具体例を記載しているか（可燃物、不燃物、危険物等） 	<input type="checkbox"/>
5 持ち込めないもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 搬入できない廃棄物を明示しているか（家電リサイクル対象品、危険物、医療系廃棄物等） 	<input type="checkbox"/>
6 仮置場内の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場内の配置図を掲載しているか（分別区画、搬入動線等） 	<input type="checkbox"/>
7 搬入ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 搬入方法及び受付手順を明記しているか（必要書類含む） 	<input type="checkbox"/>
8 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災防止、飛散防止等の注意事項を記載しているか ● 渋滞緩和のための対応、注意事項を記載しているか 	<input type="checkbox"/>
9 問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ● 問い合わせ先（電話番号、担当部署、ホームページ等）を明示しているか 	<input type="checkbox"/>
10 周知方法の補足	<ul style="list-style-type: none"> ● 周知手段（広報誌、回覧、防災行政無線、SNS等）を明示しているか 	<input type="checkbox"/>

改訂履歴

日付	内容
令和 8 年/3 月	初版策定



災害廃棄物処理マニュアル（初動対応編）



令和 8 年/3 月